

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年9月29日
【事業年度】	第34期（自平成27年7月1日至平成28年6月30日）
【会社名】	ウェルネット株式会社
【英訳名】	WELLNET CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮澤 一洋
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番7号NBF日比谷ビル26階
【電話番号】	03(3580)0199
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 猪飼 俊哉
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番7号NBF日比谷ビル26階
【電話番号】	03(3580)0199
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 猪飼 俊哉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月
売上高 (千円)	7,885,508	-	-	-	-
経常利益 (千円)	1,123,774	-	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,333,016	-	-	-	-
包括利益 (千円)	1,285,271	-	-	-	-
純資産額 (千円)	9,235,146	-	-	-	-
総資産額 (千円)	19,390,120	-	-	-	-
1株当たり純資産額 (円)	810.41	-	-	-	-
1株当たり当期純利益金額 (円)	132.84	-	-	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	129.75	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	41.9	-	-	-	-
自己資本利益率 (%)	17.8	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	5.8	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,612,867	-	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,306,943	-	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	181,794	-	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	14,224,360	-	-	-	-
従業員数 (人)	129	-	-	-	-
(外、平均臨時雇用者数)	(22)	(-)	(-)	(-)	(-)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第31期、第32期、第33期及び第34期は、連結子会社が存在しないため、連結財務諸表は作成しておりません。

3. 第30期は、連結子会社が存在するため、連結財務諸表を作成しております。

4. 当社は、平成24年7月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 30 期	第 31 期	第 32 期	第 33 期	第 34 期
決算年月	平成24年 6月	平成25年 6月	平成26年 6月	平成27年 6月	平成28年 6月
売上高 (千円)	6,254,990	6,866,190	7,600,629	8,888,769	10,529,005
経常利益 (千円)	1,278,899	1,420,946	1,488,937	1,520,194	2,007,938
当期純利益 (千円)	728,823	759,210	913,183	938,121	1,350,877
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	667,782	667,782	667,782	667,782	667,782
発行済株式総数 (株)	115,019	11,501,900	10,100,000	9,800,000	9,700,000
純資産額 (千円)	7,519,879	7,997,479	8,194,642	8,218,263	8,485,515
総資産額 (千円)	17,387,123	20,368,730	21,360,112	19,667,387	21,104,899
1株当たり純資産額 (円)	374.04	397.23	419.22	428.10	453.37
1株当たり配当額 (円)	2,000	25	47	50	80
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	36.31	37.82	46.26	48.37	71.91
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	35.47	36.88	44.87	48.00	70.22
自己資本比率 (%)	43.2	39.2	38.2	41.6	40.0
自己資本利益率 (%)	10.1	9.8	11.3	11.5	16.3
株価収益率 (倍)	10.7	11.0	18.8	30.2	26.8
配当性向 (%)	27.5	33.1	50.7	51.7	55.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	4,233,485	2,236,468	712,583	2,554,484
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	167,304	1,341,609	762,386	218,239
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	220,755	753,229	933,808	1,108,336
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	15,560,800	15,702,429	13,293,652	14,958,039
従業員数 (人)	70	73	73	69	83
(外、平均臨時雇用者数)	(16)	(11)	(11)	(14)	(16)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、平成24年7月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 当社は、平成28年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
4. 第30期は連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益及びキャッシュ・フロー計算書に関する数値を記載しておりません。また、第31期、第32期、第33期、第34期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
5. 当社は、平成24年7月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、株式分割は平成24年7月1日を効力発生日としておりますので、第30期の発行済株式総数及び期末配当金につきましては、株式分割前の株数を基準に記載しております。
6. 当社は、平成28年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、株式分割は平成28年7月1日を効力発生日としておりますので、第30期、第31期、第32期、第33期、第34期の発行済株式総数及び期末配当金につきましては、株式分割前の株数を基準に記載しております。

2【沿革】

年月	事項
昭和58年4月 平成8年7月	(株)一高たかはしの電算業務の受託を目的として札幌市白石区本通に西北石油ガス(株)を設立 事業内容を新規事業である代金決済及び代金決済周辺事業に集中し、合わせて商号をウエルネット 株式会社に変更
平成9年4月	請求書発行代行サービス及びコンビニ収納代行サービス業務を開始
平成9年10月	「コンビニ収納代行システム」の開発完了、サービス開始
平成10年4月	「コンビニ収納代行システム」で通商産業省(現経済産業省)より新規事業法に認定
平成10年9月	東京都千代田区内神田に東京オフィス開設、営業部を東京オフィスに移転
平成11年3月	マルチメディア端末を利用した「ペーパーレス&リアルタイム現金決済システム」で北海道より中 小企業創造活動促進法に認定
平成11年7月	(株)一高たかはし(札幌市中央区)が当社株式50.2%を取得
平成11年10月	本社を札幌市中央区大通西に移転
平成12年5月	マルチメディア端末を利用した「ペーパーレス&リアルタイム現金決済システム」開発完了、ロー ソン全店でサービス開始
平成12年6月	24時間対応のマルチメディア端末サポートセンターを札幌市厚別区下野幌テクノパークに開設、24 時間有人サポート体制確立
平成12年7月	マルチメディア端末を利用した国内大手航空会社3社の航空券を対象とした「キャッシュレスチ ケットサービス」を開始
平成12年8月	営業部を拡張し、東京都千代田区有楽町に東京オフィスを移転
平成13年3月	マルチメディア端末を利用した「高速バスチケット代金収納代行&チケット発券サービス」を開始
平成13年4月	「ペーパーレス&リアルタイム現金決済システム」をファミリーマートのマルチメディア端末に接 続、サービス開始
平成14年1月	システム業務の集約を図るため札幌市厚別区下野幌テクノパークに新社屋取得
平成14年4月	個人情報保護水準(JIS Q 15001)をクリアし、(財)日本情報処理開発協会よりプライバ シーマークの認定を取得
平成14年5月	本社を札幌市厚別区下野幌テクノパークに移転
平成14年7月	二次元コードを利用した携帯電話チケットを日本武道館の13,000人コンサートで実用化
平成15年1月	「ペーパーレス&リアルタイム現金決済システム」をみずほ銀行ATMと接続し、決済地点を拡大
平成15年7月	「ペーパーレス&リアルタイム現金決済システム」をサークルケイ、サンクスのPOSレジに接続 し「オンライン決済」としてサービス開始
平成16年1月	JALグループにおいて空港の自動チェックイン機で「ケータイチェックイン」サービス開始
平成16年4月	「マルチペイメントサービス」の決済方法をネットバンキングに拡大(注1)
平成16年5月	二次元コード配信のASPサービス開始(注2)
平成16年12月	二次元コードを利用した「ケータイチケット」(二次元コード認証サービス)を高速バスチケット として実用化
平成17年2月	ジャスダック証券取引所に株式を上場 「マルチペイメントサービス」をセブン-イレブンのインターネット決済と接続し、決済地点を拡 大
平成17年10月	オンライン発行によるプリペイドカード「PIN」(注3)の販売サービス開始
平成17年12月	空港バスのチケットを携帯電話で予約、購入、乗車できる「95bus.com」サービスの開始
平成18年3月	「マルチペイメントサービス」が(株)三井住友銀行ATMと接続
平成18年4月	「マルチペイメントサービス」が日本郵政公社(現(株)ゆうちょ銀行)ATMと接続
平成18年6月	「マルチペイメントサービス」がミニストップ(オンライン決済)に拡大 「マルチペイメントサービス」がイーバンク銀行(現楽天銀行(株))と接続
平成18年7月	「マルチペイメントサービス」がデイリーヤマザキに拡大
平成18年12月	「マルチペイメントサービス」がジャパンネット銀行と接続
平成19年3月	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の国際規格である「ISO/IEC 2700 1:2005」及びその国内規格である「JIS Q 27001:2006」の認証を取得
平成21年1月	「ネットDE受取サービス」を開始
平成21年3月	営業部を拡張し、東京都千代田区内幸町に東京オフィスを移転
平成21年6月	株式交換により(株)一高たかはしを完全子会社化 本社を東京都千代田区内幸町に移転

年月	事項
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（現東京証券取引所JASDAQ（スタンダード））市場に上場
平成22年6月	連結子会社である（株）一高たかはしの全株式を（株）サイサンに譲渡
平成23年2月	「マルチペイメントサービス」がじぶん銀行と接続 「マルチペイメントサービス」がスリーエフに拡大
平成23年4月	「マルチペイメントサービス」が住信SBIネット銀行と接続
平成23年7月	公開買付けにより（株）ナノ・メディアを子会社化
平成24年5月	「マルチペイメントサービス」が（株）三菱東京UFJ銀行ATMと接続
平成24年6月	イベントの受付・決済・発券・認証をワンストップで提供するサービス「SUPERSUB」の開始
平成24年7月	「マルチペイメントサービス」の決済方法をiD、Suicaに拡大
平成25年5月	株式交換により（株）ナノ・メディアを非子会社化
平成25年6月	「マルチペイメントサービス」がセイコーマートに拡大
平成25年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場
平成25年8月	中期経営3か年計画発表
平成25年10月	「コンビニ現金受取サービス」の開始
平成26年2月	東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）から東京証券取引所第二部へ市場変更
平成26年12月	東京証券取引所第二部から東京証券取引所第一部へ市場変更 バスIT化ソリューション「バスもり！」開始
平成27年6月	北海道内4高専の学生を支援する「道新みらい君・ウェルネット奨学金」開始 「道新みらい君・ウェルネット奨学金」へ追加寄付
平成28年6月	中期経営5か年計画発表
平成28年8月	「バスもり！コンシェルジュ」サービス開始

（注）1．「ペーパーレス&リアルタイム現金決済システム」の決済方法にネットバンキングが加わった平成16年1月以降は、サービスの呼称を「マルチペイメントサービス」へ変更しております。

2．ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）サービスとは、データセンター（この場合は当社）でアプリケーションを稼働させ、インターネットを利用してその機能を利用するシステムのことを言います。通常、企業は、ライセンスを含むアプリケーションを必要数購入し、自社で用意するサーバーにて運用管理しますが、ASPサービスを利用することでこれを「レンタル」で済ませることができます。これにより、情報システムの運用コスト低減を図り、またバージョンアップ等の保守といった負担からも解放されます。また、初期費用がほとんど必要ないことから、中小企業でも情報システムの充実を図ることができます。

なお、現在は同義語として「SaaS（Software as a Service）」の呼称が一般的となっており、以下の記載では「SaaS」と記載しております。

3．PINとはPersonal Identification Numberの略語でプリペイド式で提供されるサービスの利用権を有する、当該サービスの提供事業者から購入した者を識別する番号をいいます。

3【事業の内容】

当社は、事業者と消費者を結ぶ決済サービスの提供を中心とした決済・認証事業を行っております。当社の事業内容は次のとおりであります。なお、当社は単一セグメントであるため、サービス別に記載していません。

マルチペイメントサービス

マルチペイメントサービスは、請求書・払込取扱票など紙を使って代金請求及び回収を行うビリングサービスと、請求書・払込取扱票など紙を使わず代金回収を行うE - ビリングサービス、事業者から顧客への送金を効率的に行う送金サービス（ネットDE受取サービス、コンビニ現金受取サービス）、決済システムのSaaSサービスや決済システムに付随する情報処理システムの開発を行うその他サービスの4つのサービスから構成されております。これらのマルチペイメントサービスは、当社と提携しているコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）において24時間365日の決済が可能であり（注1）、必要なソフトウェアは当社より無償使用許諾いたしますので、事業者はシステム開発に係る経費と時間を大幅に軽減できます。また、当社が頂く手数料は固定制と従量制で構成されておりますので、事業者の初期投資の低減を実現しています。

当社が受取る手数料は、初期設定料、月額基本料金、決済毎の手数料などで構成されます。

ビリングサービス

・ 収納代行サービス

当社のバーコード付払込取扱票付請求書を発行するシステムと当社が契約するコンビニなどの請求代金回収経路（注2）を通じて、売掛金の回収業務を代行するサービスであります。バーコード付払込取扱票付請求書の発行は、当社が開発した払込取扱票発行・収納情報受信ソフト「コンペイ君」を使用することで、事業者自身が自社でコンビニ・郵便局で支払可能なバーコード付払込取扱票を簡単に印刷することができ、かつ入金情報受信及び入金消込を行うこともできます。なお、収納データはバーコードの数字だけですので個人情報に含まれておりません。収納情報は、支払いがあった翌営業日（郵便局からの振込は2営業日後）に配信され、入金消込処理が自動化されます。現在、通信販売をはじめ燃料代金・各種会費等の主として後払い代金収納に利用いただいております。

・ 発行代行サービス

当社がバーコード付払込取扱票付請求書（銀行振込の場合は払込依頼書付請求書）の印刷・封入・封緘・郵送までを代行し、かつ入金確認及び入金消込ができる仕組みを提供するサービスです。特に物流を伴わないサービス等（授業料、各種会費）の代金収納に利用されております。また、情報授受と収納情報授受を自動的に行うサービス（請求書発行・収納代行パッケージ「ところくん」）も提供しております。

E - ビリングサービス

ビリングサービスとは異なり、決済に必要な請求書の作成及び郵送を行うことなく、ウエルネットサーバーとコンビニに設置されているKIOSK端末、POSレジ、ATM、ネットバンキングなどと接続し、またクレジットカード、電子マネー等を利用して決済を行うサービスであります。KIOSK端末利用の場合、消費者がインターネット等で注文や予約をし、その際に示された決済番号を端末に入力しますと、注文内容が画面表示されます。その内容が正しければ「確認」ボタンなどを押すと、バーコード付受付票が出力されます。その後その受付票をもってレジで代金を支払います。POSレジタイプの場合は、レジにて店員に「オンライン決済」と告げるとPOSレジの客面タッチパネルにテンキーが表示されます。そこに決済番号をお客様が入力しますと、その画面に注文内容が表示されます。その内容が正しければ「確認」ボタンなどを押して代金を支払います。ATM利用の場合もほぼ同様の画面操作を行い、支払いは現金またはキャッシュカードで行います。

現在これらのサービスは、国内のほとんどの航空会社の航空券や100社以上の高速バス事業者が販売するチケットの購入、インターネット通販などさまざまな決済に利用されておりますが、事業者は個々の収納機関（コンビニ、銀行等）との接続開発・契約を個別に行う必要がなく、当社との契約のみでさまざまな決済手段をお客様に提供できます。決済情報は当社のコンピューターを介してリアルタイムに事業者に伝えられますので、請求書や払込票を作成したり、送付する手間とコストが掛からず、支払いを確認してから商品・サービスを提供することができます。

ネットDE受取サービス

事業者から顧客への振込をインターネットを利用して、より効率的に行うサービスです。この仕組みでは、受取人は事業者から受け取ったIDを利用して専用サイトにアクセスし、振込みを受けるための口座情報を入力します。この情報をもとに口座確認が行われ、自動的に振込処理が行われ、事業者の事務負担が軽減されます。

コンビニ現金受取サービス

事業者から顧客への送金をコンビニ店頭にて現金で受け取ることができるサービスです。この仕組みでは、受取人は事業者から受け取ったIDをコンビニ店頭マルチメディア端末に入力して、発行される引換券を店頭レジに持参すると現金を受け取ることができ、事業者はお客様の口座情報を持つ必要がなくなり、さらに郵便振替や銀行振り込みの手数料が発生しないことから、事務負担の軽減とコスト削減が期待されます。

その他サービス

当社が提供するマルチペイメントサービスを特定の事業者向けにカスタマイズし、運用まで含めたサービス提供を行っております。また、マルチペイメントサービスと連係し、紙のチケットの発券のほか、スマートフォンなどに表示する二次元コードなどの電子チケットを認証するソリューションを提供しています。その他、コンビニの店舗に設置されているPOSレジ・KIOSK端末と当社サーバー間のネットワークを利用し、プリペイドカードをオンラインで販売するサービス、検定試験や大学受験などの各種申込を行うサービスを行っています。

注1 払込場所と時間について

払込票を使った払込みは、当社が提携している主要コンビニチェーンが展開する全国の約56,000店舗（平成27年6月時点）で、そのほとんどが24時間365日営業しております。郵便局または銀行での払込みは、営業時間内となります。

マルチペイメントサービスによるペーパーレス決済についても、KIOSK端末設置済またはタッチパネル付きPOSレジが導入されている主要コンビニで24時間365日ご利用頂けます。ATMは稼働時間内です。

注2 請求代金回収経路について

当社が行う請求代金の回収は、直接当社名義の金融機関口座を払込指定先とする方法と、当社が提携するコンビニ店舗を払込場所とする方法があります。このうちコンビニ店舗に払い込まれた回収代金については、所定の期日に取り扱いを行ったコンビニ本部から当社の金融機関口座へ送金されます。その後、当社の金融機関口座に集まった回収代行代金は、所定の期日に事業者の指定する金融機関口座へ送金いたします。

注3 サービス別分類について

従来は、「マルチペイメントサービス」、「オンラインビジネスサービス」及び「電子認証サービス」のサービス別に分類しての開示を行っていましたが、今期からは従来のサービス別に分類しての開示を決済（マルチペイメントサービス）およびその付随サービスに変更いたしました。その理由は以下の通りです。

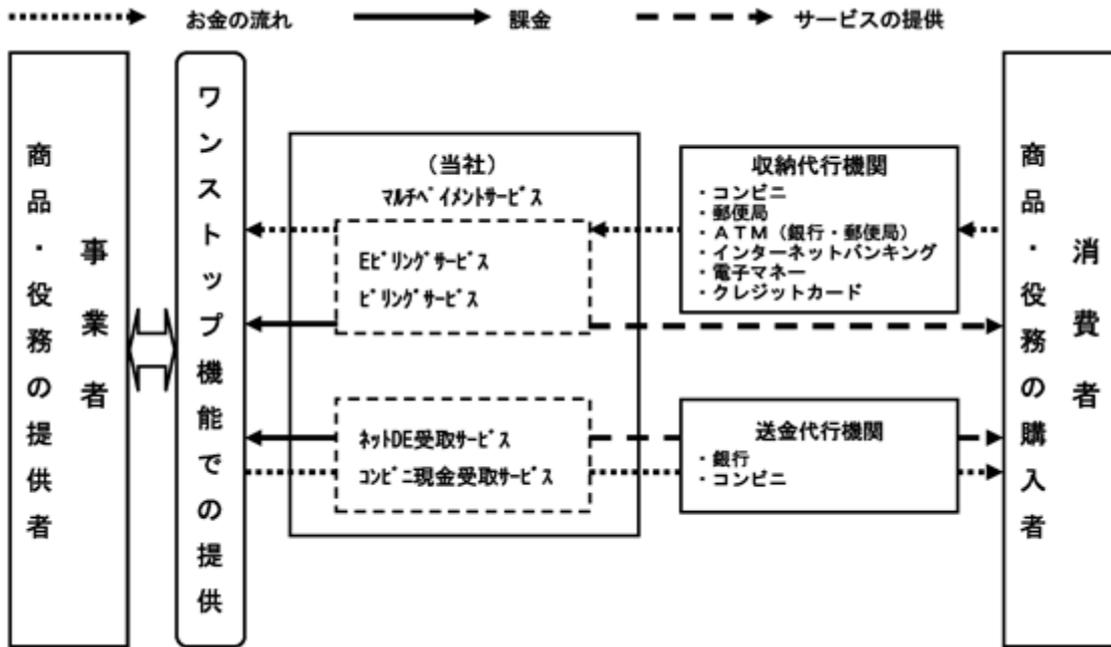
当社のビジネスは決済をコアとしその周辺サービスの拡充を図っておりますが、対価を「決済手数料」として得るケースが殆どであり、「決済」と「周辺」の区分けが難しく、場合によってはその解釈によって変わり得る性格のものもあり、サービス別の公表がふさわしくないこと。

大口認証サービス終了後、純然たる電子認証サービスの金額も相当低減しており、また必ず決済が絡んでいるため、事実上決済手数料として対価を得ていること。

オンラインビジネスサービスはもともとコンビニエンスストアとの間の決済インフラを活用しており、資産の区分けも困難であり、「決済周辺サービス」と位置付けられること。

【事業系統図】

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成28年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
83(16)	34.3	5.1	5,079,085

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、決済・認証事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、景気は緩やかな回復基調にあるものの、先行きへの慎重な見方が増しており、個人消費は消費マインドに足踏みがみられ、力強さに欠ける状況が続いています。一方、当社の事業が立脚する非対面決済市場においては、スマートフォンの普及等の影響もあり、引き続きB to C市場は持続的な成長を続けているほか、C to C市場も拡大が見られております。

このような情勢のもと、当社は平成25年8月に公表した「中期経営3か年計画（2013年7月 - 2016年6月）」に掲げられた目標を達成すべく、諸施策を推進・実行してまいりました。

この中期経営3か年計画においては、重点施策を「次世代を担うビジネススキームの確立」、「カイゼン（機能拡充／システムの安定運用・コストパフォーマンスの向上、いわば筋肉質の企業体質づくり）」の2つとし、これらの着実な実行を目指して活動して参りました結果、「中期経営3か年計画（2013年7月 - 2016年6月）」の最終年度に当たる当事業年度の経営成績は、売上高10,529百万円（前事業年度比18.5%増）、営業利益2,054百万円（前事業年度比25.5%増）、経常利益は2,007百万円（前事業年度比32.1%増）、当期純利益は1,350百万円（前事業年度比44.0%増）となりました。また、ROE（自己資本当期純利益率）は16.3%となりました。中期経営3か年計画において当初より目標として掲げていた最終年度における「営業利益20億円」、「ROE 15%」を達成することができました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は14,958百万円となりました。

当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度末において営業活動により得られた資金は2,554百万円となりました。主な増加要因は、税引前当期純利益2,007百万円、収納代行預り金の増加817百万円であり、主な減少要因は、営業未払金の減少312百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度末において投資活動により得られた資金は218百万円となりました。主な増加要因は、有価証券の償還による収入4,300百万円、定期預金の払戻による収入2,200百万円であり、主な減少要因は有価証券の取得による支出4,897百万円、定期預金の預入による支出1,100百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度末において財務活動により支出した資金は1,108百万円となりました。主な減少要因は、自己株式の取得による支出630百万円、配当金の支払い額476百万円であります。

2【受注及び販売の状況】

(1) 受注状況

当事業年度の受注状況は、次のとおりであります。

受注高（千円）	前年同期比（％）	受注残高（千円）	前年同期比（％）
58,653	193.5	50,466	220.3

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 当社における受注の内容は、相手先からの受託開発であります。

(2) 販売実績

当事業年度の販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	前年同期比（％）
決済・認証事業（千円）	10,529,005	118.5

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 最近2事業年度の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)		当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
AMAZON.COM INT'L SALES, INC. 2	3,087,764	34.7	3,525,399	33.5
GMOペイメントゲートウェイ（株）	1,309,505	14.7	1,742,731	16.6

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 (注) 2. アマゾンジャパン合同会社に対する売上高492,282千円（当事業年度）を含む。

3【対処すべき課題】

(1) 中期経営3か年計画（2013年7月 - 2016年6月）の総括

当社は右肩上がりの成長率を維持している非対面決済市場を事業ドメインとしており、その中で確立した高い競争優位のスキームにより業績を伸ばしてまいりました。一方で事業スキームにもライフサイクルがあり、そのままでは陳腐化が避けられないため、今後も現状のビジネススキームのさらなる発展と新規事業開発へのチャレンジを続けてまいります。当社はITの本質を、価値生産者がエンドユーザーと直接結びつき、商品・サービスを、時間と場所の制約を超えて直接売買できるしくみと認識しております。当社は快適かつ先進的な決済プラットフォームをコアとし、その周辺に事業領域を拡大することで継続的な利益成長を達成してまいります。当事業年度までの3年間の具体的な重点施策を「次世代を担うビジネススキームの確立」、「カイゼン（機能拡充・システムの安定運用・コストパフォーマンスの向上、いわば筋肉質の企業体質づくり）」の2つとし、これらにリソースを集中投入してまいりました。

A．次世代を担うビジネススキームの確立

1) バスIT化プロジェクト

当社は2001年3月、日本で初めて都市間高速バスチケットのコンビニ発券サービスを開始、以来国内100社以上のバス事業者様にこのサービスをご導入いただきました。

そのシステム、運用、および営業基盤をベースとし、最新テクノロジーを具体的な形としてバス事業者様、ご利用者様双方のお役にたてるプラットフォーム化の作業が“バスIT化プロジェクト”です。急速に普及したネット接続スマートフォン・タブレット端末を活用し、それまでできなかったことを可能にするしくみを開発・投入いたしました。

具体的にはお客様がスマホアプリから行きたい場所へ行くバスを探し、そこからそのまま購入できるサービスのリリース、始発バス停を発車した後もバスチケットを販売できる、いわば販売機会を極大化できるしくみ、航空・Jリーグなどで培ってきた電子認証のノウハウを高速バスに搭載する安価なタブレット端末で実現するしくみなどを開発し投入いたしました。個別のバス事業者がそれぞれ開発すると成り立たないスキームを当社が一括して開発、その共通プラットフォームをバス事業者様に変動費化してご提供いたしました。普及拡大はまだこれからですが確実な手応えを感じております。

2) コンシューマ向けサービスの開発・提供

当社の決済サービスのコアである事業者の代金回収に加え、支払者側に便利なコンシェルジュ機能を提供するスマホアプリの開発を進めてまいりました。開発が当初予定より遅れましたが、今期（第35期）には投入できる目途が立ちました。

B．カイゼン（機能拡充／システムの安定運用・コストパフォーマンスの向上、いわば筋肉質の企業体質づくり）

1) バリュートランスファープラットフォームの機能拡充（既存サービスの拡充）

従来の収納代行・ネットde受取（銀行振込サービス）に加え、コンビニ店頭で現金を受け取ることができるサービス、およびAmazonギフトで受け取ることができるサービスを開始いたしました。

ほかにも大学入試向け電子決済の拡充、紙の請求書の発行を事業者がシステム開発行うことなく電子化できコストダウンできる“ペーパーレス化”プロジェクト等、期中に見えてきたビジネスチャンスにもできる限り素早く対応してまいりました。

2) システム安定運用／コストパフォーマンス向上

当社システムは既に社会インフラになりつつあり、システムの安定稼働を重要課題として取り組んでまいりましたが、予想以上のトラフィック増加にシステム増強および社内体制が追いつけず、2015年10月に大規模障害が発生、関係者に多大なご迷惑をおかけすることとなってしまいました。その反省から、抜本的な社員の再教育、更には増加し続けるトラフィックに対応するためのシステム増強、社内体制の整備への取り組みを加速させました。

一方で、何よりも安定稼働をプライオリティNo.1としていることから、並行して進める予定であった「原価構成分析システム」の活用は今後の課題として残りました。

C. 地域貢献活動

北海道の高等専門学校に通う経済面で苦勞する学生向けに1億円の“ウエルネット奨学金”を設立し、2016年3月末までに約30名の学生に約700万円を支援いたしました。支援を受けた学生からは数多くの感謝のお手紙をいただき、それにより逆に当社が励まされる、素晴らしい学校との関係が構築できました。

社会貢献活動は継続させることが何よりも重要との考え方より、2016年6月期には更に6千万円を積み増しました。今後も一市民として地域社会への貢献を継続してまいります。

(2) 当社を取り巻く環境変化と対応戦略 = 新中期経営5か年計画(2016年7月-2021年6月)

当社は主として非対面決済およびその周辺を事業ドメインとし、その中で確立したノウハウと実績により業績を伸ばしてまいりました。非対面決済市場は今後も一定の伸長を見込んでおり、引き続き現状のビジネススキームの維持発展を継続してまいります。当新中期5か年計画期間中においては、フィンテックの急速な進展、実用化が見込まれ、またIoTの利活用が始まるなど、当社を取り巻く大きな環境変化を新たなビジネスチャンスに変えるための投資を積極的に行うことで、最終年度には経常利益50億円を目標とした成長戦略を実行してまいります。

A. ウェルネットの“フィンテックサービス”「支払秘書」をリリースします(2017年3月予定)

当社の事業収益の柱は“リアルタイムの現金決済”ですが、電子マネー・キャッシュレス決済が今後さらに伸長する可能性が高いとみて、2011年に構想し、その後要件定義・開発を進めてきた電子マネーサービス「支払秘書」をリリースします。

スマートフォンアプリ「支払秘書」はサーバ管理型電子マネーで以下の機能を持っています。

提携銀行からリアルタイムに電子マネーをチャージできる(他の収納機関からもチャージ可能)

「秘書」のリマインド機能により支払の“うっかり忘れ”を防止でき、回収率向上にもつながる

サービスや商品を提供する事業者サイドから見ると購入と同時に即時決済されるようになるため、販売機会を逃しません。また今までコスト的に見合わなかったデジタルコンテンツ等の多頻度少額決済にも対応できるようになるとともに、最近ニーズが高まっているワンクリック決済への対応もできるようになります。

更に、後払い決済領域事業者様は、従来の紙の請求書から電子請求に替わることにより請求書発行コストの低減メリットを享受できます。

本サービスの普及については、既に当社決済をご導入頂いている事業者様への訴求、提携銀行と共同で営業、月間800万回に及ぶ決済時にコンシューマが利用する「(当社提供の)支払い方法案内画面」に新たな決済手段として表示、これにより支払秘書アプリのインストールを推進すると共に、(特にコンシューマ向けの)積極的なプロモーションを行うことで、アプリの普及拡大を強力に推進してまいります。

体制面においては札幌事業所、営業部内に新たな専用チーム“フィンテックイノベーション”チーム、“イノベーション推進室”をそれぞれ設け一体感をもって課題を迅速に解決してまいります。「支払秘書」を強い意志をもって次世代の当社を代表する新たなサービスに育ててまいります。

B. バスIT化プロジェクトを積極的に推進いたします

バスIT化プロジェクトの基幹を担う“バスもり!シリーズ”の開発・投入・プロモーションを積極的に行います。

前期までに都市間高速バス向け認証用車載端末“バスもり!MONTA”、地図から探してそのままチケット購入できるスマホアプリ“バスもり!ナビ”を投入して参りましたが、今年は“バスもり!ナビ”を大幅に進化させたスマートフォンアプリ“バスもり!コンシェルジュ”を投入いたしました(2016年8月)。

スマホで全て完結できる便利なアプリ“バスもり!コンシェルジュ”の機能は以下の通りです。

当社が既に取り扱っている100路線以上の都市間高速バス・空港連絡バスのチケットをスマホだけで簡単に購入できる

いつも利用するチケットを“即買い”に登録すると、ワンクリックでチケット購入ができる

“即買いモード”で購入したチケットはワンクリックで「次のバス」に変更可能(空港などの利用を想定)

履歴一覧などからの購入もできる

キャンセル手続きもスマホで簡単に行える

チケットも従来当社が手掛けてきたコンビニ発券に加え、スマホ画面に表示される電子チケットが加わり、24時間いつでもどこでも手元のスマホでチケット購入ができるため、ユーザーの利便性が飛躍的に向上します。本アプリはインバウンド需要を見据え、日本語以外に英語、中国語に対応しております。

電子チケットの認証方法については、既に提供開始している車載用タブレット端末“バスもり！MONTA”に加え、「認証端末」がない場合には“電子もぎり”で認証できる機能をバスもり！コンシェルジュに加えることで（2016年12月予定）ほとんどのバス路線に対応できるようになるため「電子チケット」の対象路線も拡大いたします。

最終的には、いかに多くのコンシューマにこのアプリを認知いただき、ダウンロードし、ご利用いただくかが収益化に向けて重要な要素となるため、“高速バスはスマホで買える”バスもり！コンシェルジュのプロモーションを積極的に展開してまいります。

C. オープンイノベーション

“IoT”“フィンテック”等、当社の事業領域周辺では大きな変革が起きており、同時に大きなビジネスチャンスが広がっております。このチャンスを取り込むべく、リスクを恐れずに積極的な施策を行ってまいります。

具体的には様々な知見・技術を持つ大学・事業体・企業などとの連携強化によりこのビジネスチャンスに的確に対応いたします。

ブロックチェーン技術を使った安全かつローコストなプラットフォームの開発・提供を目指し、北海道大学と共同研究をスタートいたします。更にこの関係を深化させ具体的な成果物を生み出します。また、ブロックチェーン活用プラットフォーム等社会インフラになり得る成果物が完成した暁には、オープンに参画いただけるしくみとすることで、社会貢献の一端を担ってまいりたいと考えております。

ビックデータ活用、イールドマネジメント、路線バスの可視化による需要喚起等、IT利活用によるバス事業および地方創生に資する共同研究を国立情報学研究所と推進いたします。

当社決済周辺プラットフォームの開発・整備を行う企業との連携に取り組みます。

特に金融サービスにおいては“セキュリティ”と“コストパフォーマンス”の両立が重要課題です。その課題解決には相当額の研究開発費を要するため、それらへの投資を目的としたCVC“ウエルネットベンチャーキャピタル”を立ち上げます。

D. システムの根幹を担う札幌事業所のレベルアップを図ります（2016年7月から3年間）

前期に発生した大規模障害の反省から、札幌事業所の体制を整備して参りましたが、今期からは更にダイナミックなレベルアップを目的とした投資を行います。

NTTアドバンステクノロジー株式会社の支援を得て、札幌事業所社員のスキルを一気に引き上げます

10名以上のスキルの高い技術者に札幌事業所に常駐いただき、本格的な品質管理部門を設立、システム開発からインフラ設計、運用に至るまで、当社社員と一つのチームになって実地教育を行っていただく、言わば“究極のOJT”によりレベルアップを図ります。

体制整備

前期まで札幌事業所の担当取締役は社長が兼任してまいりましたが、NTTアドバンステクノロジー株式会社から高い技術力と知見、および経験を持つ人材を招へいし、執行役員も1名から3名体制に増強、更に十分な知見を持つ顧問を付けるなど、できることはすべて行いレベルアップと「安定運用」を達成します。

クラウド化

従来型のインフラ構築手法では、激しく増加するトラフィックに対応しきれないとの判断の下、今後3年計画で柔軟なスケールアップ・分散処理ができるクラウドに移行いたします。これにより安定稼働とベストコストパフォーマンスの両立を目指します。

E. 正しい企業活動を行う“ガバナンス”

当社は会社の存在意義と社員の行動指針を“ウェルネットアレー”として定め、実効性のあるガバナンスを目指しております。商材が変われども当社の根幹をなす行動哲学として社員へ浸透させてまいります。

(ウェルネットアレー)

“あったら便利なくみ”を作り続けることで社会に貢献します

その「しくみ」を広く世の中に提案・普及させます

そこから得た「利益」を社員、株主、次への投資として配分します

(ウェルネット社員アレー)

既成概念にとらわれず発想します

まず自分の頭で考え、全体最適な提案をします

議論はオープンに行い「決めるべき人」が決め、組織として実行します

「誰が」「何を」「いつまでに」を常に明確にします

実行結果を検証し、更に改善、を繰り返します

報告は正直、正確、迅速に行います

提供役務と対価を文書化して合意後に取引を行います

清廉を旨とし、接待、贈り物を受けません

(3) 収益予想と株主還元(2016年7月から5年間)(2016年7月-2021年6月)

当社は2016年6月期までの3年間、100%株主還元を行ってまいりました。また、営業利益20億円、ROE15%という意欲的な目標を達成できたことで、株主の皆様のご期待にもお応えでき、ご信頼いただけたものと存じます。

今期からの5年間は大きく変わる環境変化に的確に対応することで、もう一段高い企業価値創生に向けて積極的な投資をタイムリーに行なってまいります。特に今期からは従来のモノ・サービスを提供される事業者様との緊密な関係に加え、支払者側のコンシューマに直接タッチするためのスマホアプリを複数開始することもあり、それらサービスの認知、普及を目的としたプロモーション、人材の獲得および育成、システム能力向上、クラウド化など、業態変革のための投資は相当額に上り、また投資効果最大化のためには、時宜を得た素早い決断による果敢な投資が必要と考えます。また、M&Aについても当社の利益成長に貢献すると判断した場合には積極的に対応してまいります。

一方で、前年踏襲の年間予算も否定、基本ゼロベース予算とし、当社のリソース投入に個別に目を光らせることで会社の経費肥大化対策も行なってまいります。

さらに、取り扱うサービス・事業者の増加などにより曖昧になりがちな原価構成・収益構造を、サービス毎に可視化し分析できるようにして的確な判断を素早く行えるようにすることで、常に筋肉質の運用ができるようにいたします。

以上積極的な投資をタイムリーに行う方針により、2017年、2018年6月期の営業利益は10億～15億円程度となる見込みです。その果実としての経常利益目標を3年後の2019年6月期の30億円、5年後の2021年6月期50億円と設定いたします。なお、3年後30億円、5年後50億円の経常利益は明確な目標ですが、既述のとおり現在訪れている大きなビジネスチャンスを目の前にして、“フィンテックサービス”関連などに大規模かつ機動的な投資を行うことをはじめ積極的にリスクをとる経営方針を決定したことから、2017年、2018年の営業利益については、新たなプロジェクトの進捗により、変動する可能性があります。

一方、このような積極的にリスクをとってもう一段高い企業価値創生に挑んでいく経営方針による株主の皆様への配慮として、安心して長期投資をいただくために、今期からの3年間の配当性向を50%以上とし、一株当たりの配当が50円に満たない場合でも50円を配当いたします。この金額は対2016年6月期の(特別配当を除く)配当額37円と比べて35%増となります。

当社は2016年7月1日付で株式を二分割しております。

また、取組課題およびその進捗状況につきましては、株主の皆様、長期投資される機関投資家の皆様にはできる限り正確かつ丁寧に説明させていただくよう心掛けてまいります。

今後も当社はお取引先様、社員、株主の皆様へ愛され、期待される企業を目指し、企業価値向上に努めてまいります。今後とも是非当社の積極果敢な挑戦にご期待ください。

(4) 会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また当社は、当社株式の大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が事業計画や代替案等を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉等を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。特に、現在の当社には、当社の中核事業である収納代行業を安全に遂行すべく、もともと健全な財務状況を確保していることに加え、多額の現金を保有しております。

したがって、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

前記の基本方針に係る取り組みの具体的内容

・財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、平成8年の実質的創業以来、「思い」を持った社員とともに自らの可能性を信じ続け“世の中にあつたら便利なくみ”を自らリスクを負って開発し、社会に対して“すぐに利用できる具体的な形=プラットフォーム”として提供するという企業理念に基づき、収納代行業者の草分けの新興企業として業績を伸ばしてきました。

そして、平成25年8月に公表した新たな「中期経営3か年計画」において、さらなる成長を目指してまいりました。当社はITの本質を、価値生産者がエンドユーザーと直接結びつき、商品・サービスを、時間と場所の制約を超えて直接売買できるしくみと認識しております。当社は快適かつ先進的な決済プラットフォームをコアとし、その周辺に事業領域を拡大することで継続的な利益成長を達成してまいりました。

具体的な重点施策を、次世代を担うビジネススキームの確立、カイゼン（機能拡充・システムの安定運用・コストパフォーマンスの向上、いわば筋肉質の企業体質づくり）の2つとし、これらにリソースを集中投入してまいりました。

3年間、諸施策に積極的に取り組んだ結果、当初より掲げていた数値目標である最終年度における「営業利益20億円」、「ROE15%」を達成することができました。その結果、株式時価総額が3年間で大きく伸長するなど、企業価値を向上させることができました。

また、本年7月からの5年間を対象として新たな中期経営5か年計画を策定し、引き続き現状のビジネススキームの維持発展を継続するうえに、フィンテックの急速な進展、実用化が見込まれ、また、IoTの利活用が始まるなど、当社を取り巻く大きな環境変化を新たなビジネスチャンスに変えるための投資を積極的に行うことで、経常利益目標を3年後の2019年6月期30億円、5年後の2021年6月期50億円と設定し、もう一段高い企業価値創生に挑んでまいります。この中期経営5か年計画を推進していくことが、更なる企業価値の向上につながるものと考えます。

当社は、株主様、社員、お取引先様との健全かつこれら関係者にメリットを出せる関係構築を今後も基本方針とし、着実に企業価値向上に注力してまいります。

・コーポレート・ガバナンスについて

当社は、事業規模の拡大及び事業内容の複雑化を踏まえ、平成21年度以降、実質的創業メンバーに加えて、業務執行体制強化のために取締役員数を増員し、さらに独立役員となる社外取締役及び社外監査役を経営陣に迎えて、コーポレート・ガバナンスの確立と強化を図ってまいりました。各独立役員は、当社取締役会において忌憚のない意見を述べ、経営者に対する牽制、監督機能を十分に果しております。加えて、当社は会社としての存在意義と社員の行動指針を“ウエルネットアレー”として定め、実効性のあるガバナンスを実現しております。

(アレーとはギリシャ語で「徳」、「優れたもの」、「卓越したもの」を意味します。)

(ウエルネットアレー)

・“あつたら便利なくみ”を作り続けることで社会に貢献します。

- ・その「しくみ」を広く世の中に提案・普及させます。
- ・そこから得た「利益」を社員、株主、次への投資として配分します。

(ウエルネット社員アレー)

- ・既成概念にとらわれず発想します。
- ・まず自分の頭で考え、全体最適な提案をします。
- ・議論はオープンに行い「決めるべき人」が決め、組織として実行します。
- ・「誰が」「何を」「いつまでに」を常に明確にします。
- ・実行結果を検証し、さらに改善、を繰り返します。
- ・報告は正直、正確、迅速に行います。
- ・提供役務と対価を文書化して合意後に取引を行います。
- ・清廉を旨とし、接待、贈り物を受けません。

・基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大量買付等がなされることを防止するためのものです。当社取締役会は、当社株式の大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様が事業計画や代替案等を提示するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しております。本プランは基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一環であります。

当社は、平成22年5月24日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、本プランを導入し、平成22年9月25日開催の第28回定時株主総会において株主の皆様が承認を得ております。また、平成25年9月26日開催の第31回定時株主総会において、本プランの更新について承認を得ております。本プランは、株主の皆様のご意思に従い、株主総会または取締役会の決議に基づいて廃止できるように設計されており、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、当社の株券等に対する買付等（注）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様が取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、買付者等との協議・交渉等を行ったりするための手続きを定めております。なお、買付者等には、本プランに係る手続きを遵守していただき、本プランに係る手続きの開始後、当社取締役会において新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議がなされるまでの間または株主総会において新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議がなされるまでの間、買付等を進めてはならないものとしております。

買付者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく買付等を行うなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合は、当社は当該買付者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権をその時点のすべての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

（注）対象となる買付等とは、以下の または に掲げるものをいいます。

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等

当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

上記の取り組みの次に掲げる要件への該当性に関する当社の取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様が事業計画・代替案等を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行ったりすることを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的

に行う機関として独立委員会を設置いたします。実際に当社に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うことといたします。

当社取締役会による恣意的判断を排するために、当社経営陣から独立した、企業経営等に関する専門知識を有する者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとなっております。また、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保しており株主共同の利益確保に必要かつ相当な範囲内の対抗措置であると考えます。

当社は、以上の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取り組みは、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(ご参考)

本プランは、有効期限が平成28年9月28日開催の第34回定時株主総会終結の時までとなっております。当社は平成28年8月18日開催の取締役会において、有効期間の満了をもって本プランを更新しないことを決議致しました。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した1.経営成績、3.経営方針、4.個別財務諸表に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日（平成28年9月29日）現在において当社が判断したものであり、現時点では予測できない下記以外の事象の発生により、当社の経営成績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。

収納代行預り金について

当社にてサービスを提供するマルチペイメントサービスでは、当社が事業者に代わり収納した代金を、分別管理された当社名義の預貯金口座に一時保管した後、所定の期日に事業者に送金する仕組みとなっております。収納代行により当社が一時保管する代金につきましては、貸借対照表上「現金及び預金」（資産）及び「収納代行預り金」（負債）として両建計上しております。

なお、当該収納代行代金につきましては、事業者財産保護のために金融機関の決済性預貯金口座において当社自身の決済用資金と分別管理し、また貸倒リスク軽減のために契約に基づき事業者に送金する際に手数料（当社売上）を相殺するスキームを採用しておりますが、ペイオフ等に関する金融行政の方針が変更され、当該口座が預金保護の対象とならなくなった場合、収納代行代金の保管方法の変更や、当社売掛金の回収方法変更等により当社の事業運営や業績に影響が生じる可能性があります。

コンビニ業界のインフラへの依存について

マルチペイメントサービスのうちコンビニ決済におきましては、コンビニのK I O S K端末や本システムに対応できるP O Sレジが導入されていることが前提条件となります。今後K I O S K端末を導入しているコンビニ各社が、同時期に端末自体の変更などのサービス提供方法の変更を行った場合、これに対応するコストが当社側に発生するなど、当社の業績に影響を与える可能性があります。

システムトラブル及び事務リスクについて

当社においてシステムの停止は重大な問題となるため、当社はサーバー設備及び通信回線の二重化並びに非常用電源の確保などによるシステム停止への対応や保守要員の24時間常駐化など、様々な対策を講じております。

しかしながら、このような体制による管理にもかかわらず、自然災害や事故など不測の事態が起こった場合、予測できない外部からの侵入による不正行為が生じた場合、また当社従業員の過誤操作が生じた場合、当社のシステムの機能低下、誤作動、故障などの事態を招く可能性などによって、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、当社の業務は収納金等の金銭を扱う重要な業務であることから、事務リスクを回避するよう、その管理は厳格に行われております。

しかしながら、このような厳格な管理体制にもかかわらず、当社役員や従業員の過誤等が生じた場合、当社の信頼を損なうことなどによって、当社の業績に影響を与える可能性があります。

外部環境について

a. 競合他社との競争激化について

E C決済サービス市場においては、今後の成長期待を背景として、競争が激化しております。一般的に競争の激化は収益に悪影響を及ぼす可能性があります。当社は付加価値向上による優位性確保に努めておりますが、こうした当社の差別化戦略が予定通りの成果を挙げることができない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

b. 新決済サービスの対応について

決済サービスにおきましては、顧客ニーズにマッチした新商品や新サービスをスピーディーに開発し提供していくことで、当社の優位性を維持していく所存であります。しかし、まったく新しい決済サービスが出現したり、新サービスの開発・提供において遅れをとったりした場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

c. 電子商取引市場について

当社のマルチペイメントサービスは、E Cビジネスにおける消費者の利便性を高める決済手段として重要な役割を果たしております。昨今E C市場は拡大を続けており、中でもインターネットを介した電子商取引市場は拡大するものと当社では予想しております。しかしながら当該市場は歴史が浅く、今後利用に関する法的規則の強化等予測のつかない事態が発生した場合、当社システムを利用するユーザーの減少に繋がり、当社の業績に何らかの影響を与える可能性があります。

d．新規事業の創出・育成に係る投資について

当社が事業収益の成長スピードを維持していくためには、新規事業を創出・育成し新たな収益基盤を確立する必要があります。そのために積極的に設備投資、研究開発投資及び販売促進活動を行うことを計画しておりますが、このサービスが当社の計画通りに進捗せず十分な投資効果が得られないときは、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

e．特定取引先への依存について

当社は上記の各外部環境に関するリスク認識のもと、新規サービス・新規事業の創出、新規取引先の拡充に努めてきておりますが、利用取引先の上位3社にて売上高全体の過半を占める状況になってきております。したがって主要取引先の販売動向、または何らかの理由により主要取引先の売上高が減少した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

f．知的財産権について

当社の事業分野における知的財産権の状況を、適時、完全に把握することは困難であるため、当社が第三者の知的財産権を侵害し、損害賠償請求または差止め請求を受ける可能性があります。

個人情報の管理について

当社は各種業務を行うに際し、顧客の個人情報を保有することがあります。また、今後も業務拡大に伴い当社が取り扱う個人情報は増加することが予想されます。当社はこれら個人情報の取り扱いについてはプライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を取得し、これに準じて社内管理体制を整備し、情報管理への意識を高めております。

これらの対策により個人情報が漏洩する可能性は極めて低いと考えておりますが、今後何らかの原因により情報の外部流出が発生した場合には、損害賠償請求を受け、社会的信用が失墜することなどにより、当社の業績に影響を与える可能性があります。

過年度業績の推移について

a．企業再編による経営成績開示の非連続性

当社は、平成21年6月に株式交換により株式会社一高たかはしを完全子会社化しましたが、期末日をみなし取得日としたことから、平成21年6月期は連結損益計算書を作成しておりません。平成22年6月期より、連結損益計算書を作成しておりますが、平成22年6月末日をもって、株式会社一高たかはしの全株式を譲渡しております。また平成23年7月に株式公開買付けにより、株式会社ナノ・メディアを子会社化し、平成24年6月期より連結損益計算書を作成しておりますが、平成25年6月期中において連結子会社ではなくなりましたので、平成25年6月期からは連結損益計算書を作成しておりません。

このとおり、平成22年6月期及び平成24年6月期が、連結での損益表示であることから、経営成績開示の非連続性という特殊要因があります。

b．売上高の純額表示への変更による経営成績開示の非連続性

当社は、平成23年6月期より、オンラインビジネスサービスにおけるP I Nオンライン販売サービス（注1）及び電子認証サービスにおける95bus.comサービス（注2）の売上高を総額表示から純額表示に変更しております。また、平成24年6月期より、収納代行契約に基づくP I Nオンライン販売サービスならびに各種申込サービスにつきましても売上高を総額表示から純額表示に変更しております。これらはともに売上高から仕入高を相殺のうえ、純額表示する会計処理方法の変更であり、売上総利益段階では影響がありませんが、売上高が減少します。なお、上記の2つの非連続性の影響を除いた形で過年度の業績推移を比較するため、当社単体の数値を純額表示にした場合の売上高及び売上総利益の推移を示すと、以下のとおりであります。

(ご参考) 過去5年間の単体売上高、売上原価を純額表示した場合の数値(単位:百万円)

	平成24年 6月期実績	平成25年 6月期実績	平成26年 6月期実績	平成27年 6月期実績	平成28年 6月期実績
売上高	6,254	6,866	7,600	8,888	10,529
売上原価	4,070	4,505	5,068	6,200	7,483
売上総利益	2,184	2,361	2,532	2,688	3,045
(相殺分)	(41,396)	(34,751)	(24,297)	(17,855)	(15,596)

注1 PINオンライン販売サービスは、コンビニの店舗に設置されているPOSレジ・KIOSK端末と当社サーバー間の双方向通信システムを利用し、携帯電話・国際電話・電子マネーなどのプリペイドカードをオンラインで販売するサービスであります。

注2 95bus.comサービスは、空港バスのチケット予約、決済、発券、乗車のための認証をワンストップでご利用いただけるサービスであります。

5【経営上の重要な契約等】

仕入先との契約

提携先	契約年月日	提携内容	備考
(株)サークルKサンクス	平成10年6月1日	料金収納業務の委託等に関する契約	業務委託契約
(株)ファミリーマート (注1)	平成10年6月11日	料金収納業務の委託等に関する契約	業務委託契約
(株)セブン-イレブン・ジャパン	平成10年6月30日	料金収納業務の委託等に関する契約	業務委託契約
(株)ローソン	平成10年8月1日	料金収納業務の委託等に関する契約	業務委託契約
(株)みずほ銀行	平成15年1月10日	収納事務に関する委託契約	業務委託契約
(株)三井住友銀行	平成20年7月31日	送金受付サービスに関する契約	業務提携契約

(注)1.(株)ファミリーマートとの契約は一部、平成16年3月1日付で(株)ファミマ・ドット・コムに継承されております。

2.上記の契約の契約期間に関しましては、全て一定年数経過以降、双方とも解約または変更の意思表示がない場合は、1年間の自動更新となっております。

3.(株)サークルKサンクスとの契約は、平成28年9月1日付で(株)ファミリーマートに継承されております。

6【研究開発活動】

当社は、将来に向けて成長スピードを維持していくため、「次世代を担うビジネススキームの確立」と「カイゼン（機能拡充・システムの安定運用・コストパフォーマンスの向上、いわば筋肉質の企業体質づくり）」を行っていくことが必要と考えております。

当事業年度においては、データセンターのコスト削減とベストパフォーマンスの実現に取組んだほか、バスケットの革新的直売モデルの研究開発、コンシューマーを意識した新たなサービスモデルの研究開発、決済の周辺事業領域への機能拡充に取組みました。

その結果、当事業年度における研究開発費は、32,316千円となりました。なお、当社は決済・認証事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載を省略しております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成されております。この財務諸表の作成にあたって、決算日における資産・負債及び収益・費用の計上に関連して、種々の見積りを行っております。実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社は、重要な会計方針の適用において以下のとおり見積りを行っております。

繰延税金資産

繰延税金資産については、将来の課税所得等を検討し、全額が回収可能と判断し資産計上しております。しかしながら、将来の課税所得等を検討し、繰延税金資産の全部または一部を将来回収できないと判断した場合、繰延税金資産に対する評価性引当額を追加計上する可能性があります。また、法人税率が引き下げられた場合、貸借対照表に計上する繰延税金資産の計上額を減額する可能性があります。

ソフトウェアの減損

ソフトウェアについては、将来の収益獲得または費用削減が確実であると認められたものを資産計上しております。しかしながら、計画の変更、使用状況の見直し等により収益獲得または費用削減効果が損なわれた場合には、資産の減損が必要となる可能性があります。

投資の減損

投資価値の下落が著しく、かつ回復可能性がないと判断した場合に投資の減損を計上しております。時価のある有価証券については、時価が取得価額に比べて50%以上下落している場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性があるとの総合的に判断した場合を除いて減損処理を行っております。将来の市況悪化等により現在の帳簿価額に反映されていない損失または投資簿価の回収不能が発生した場合、投資の減損が必要となる可能性があります。

(2) 経営成績の分析

当事業年度の経営成績は、売上高10,529百万円（前事業年度比18.5%増）、営業利益2,054百万円（前事業年度比25.5%増）、経常利益は2,007百万円（前事業年度比32.1%増）、当期純利益は1,350百万円（前事業年度比44.0%増）となりました。

(3) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

(資産)

当事業年度末の流動資産につきましては、19,416百万円となりました。主な内訳は現金及び預金14,458百万円、有価証券2,999百万円、営業未収入金529百万円（P I Nオンライン販売サービスにおけるP I Nの券面額に関する債権）であります。現金及び預金には、回収代行業務に係る収納代行預り金が9,566百万円含まれておりますが、これは翌月の所定期日には事業者へ送金されるものであり一時的に当社が保管するものであります。また、固定資産は1,688百万円となりました。主な内訳は、建物125百万円、ソフトウェア530百万円、投資有価証券507百万円であります。以上の結果、資産合計は21,104百万円となりました。

(負債)

当事業年度末の流動負債につきましては、12,398百万円となりました。主な内訳は営業未払金1,043百万円（P I Nオンライン販売サービスにおけるP I Nの券面額に関する債務）と収納代行預り金9,566百万円であります。また、固定負債は221百万円となりました。以上の結果、負債合計は12,619百万円となりました。

(純資産)

当事業年度末の純資産につきましては、8,485百万円となりました。主な内訳は株主資本8,446百万円であります。

(4) 資金の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物は、14,958百万円となりました。主な増加要因は税引前当期純利益2,007百万円、有価証券の償還による収入4,300百万円であり、主な減少要因は、有価証券の取得による支出4,897百万円であります。

資金需要

当事業年度における当社の主な資金需要は、サーバ設備等やソフトウェアの取得による設備投資などであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社におきましては、コンビニ業界のインフラへの依存、システムトラブル及び事務リスク、競合他社との競争激化、新サービスへの対応、新規事業への投資、知的財産権、個人情報管理などが経営成績に重要な影響を与える要因と認識しております。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

本年7月からの5年間を対象として新たな中期経営5か年計画を策定し、引き続き現状のビジネススキームの維持発展を継続するうえで、フィンテックの急速な進展、実用化が見込まれ、また、IoTの利活用が始まるなど、当社を取り巻く大きな環境変化を新たなビジネスチャンスに変えるための投資を積極的に行うことで、経常利益目標を3年後の2019年6月期30億円、5年後の2021年6月期50億円と設定し、もう一段高い企業価値創生に挑んでまいります。この中期経営5か年計画を推進していくことが、更なる企業価値の向上につながるものと考えます。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社における当事業年度の設備投資額（有形及び無形固定資産の取得価額を基準とし、消費税等は含んでおりません）は、278,714千円であり、主なものは既存事業の機能拡充、新規事業のサービス稼働に伴うソフトウェアの開発及びデータセンターの「安定運用」と「コストパフォーマンス向上」に向けたサーバー設備等の拡充であります。なお、当社は決済・認証事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載を省略しております。

当事業年度において重要な設備の除却・売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成28年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
		建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
本社 (東京都千代田区)	本社オフィス	3,762	- (-)	-	1,232	4,995	30(-)
札幌事業所 (札幌市厚別区)	総合業務施設	123,000	136,266 (9,699.00)	89	677,637	936,995	53(16)

- (注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外数で記載しております。
 3. 上記のほか、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	建物 (面積㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都千代田区)	本社オフィス (賃借)	471.00	45,820

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
札幌事業所 (札幌市厚別区)	基幹システム 関連設備	266,146	-	自己資金	平成28年7月	平成29年6月	-

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

なお、前事業年度末に計画しておりました設備計画のうち、当事業年度に完了したものは、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資金額 (千円)	完了年月	完成後の 増加能力
札幌事業所 (札幌市厚別区)	基幹システム関連設備	39,179	平成28年6月	-

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,312,000
計	27,312,000

(注)平成28年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。
 分割後の発行可能株式総数は、54,624,000株となります。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成28年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年9月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,700,000	19,400,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	9,700,000	19,400,000	-	-

(注)平成28年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

平成23年10月18日取締役会決議（第1回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成28年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年8月31日)
新株予約権の数(個)	144	144
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,400(注)1	28,800(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年11月4日 至平成63年11月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 626 資本組入額 313	発行価格 313 資本組入額 156.5
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注)1. 新株予約権の目的である株式は、新株予約権1個につき100株とする。なお、平成28年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行ったため、平成28年7月1日以降、新株予約権の目的である株式は、新株予約権1個につき200株とする。

ただし、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、株式数の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがある場合はこの限りではない。

平成25年5月21日取締役会決議（第2回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成28年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年8月31日)
新株予約権の数(個)	134	134
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,400(注)1	26,800(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年6月6日 至平成65年6月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 750 資本組入額 375	発行価格 375 資本組入額 187.5
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注)1. 新株予約権の目的である株式は、新株予約権1個につき100株とする。なお、平成28年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行ったため、平成28年7月1日以降、新株予約権の目的である株式は、新株予約権1個につき200株とする。

ただし、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、株式数の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがある場合はこの限りではない。

平成25年8月14日取締役会決議（業績目標連動型第1回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成28年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年8月31日)
新株予約権の数(個)	2,567	2,292
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	256,700	458,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	940	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年9月4日 至 平成30年9月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 940 資本組入額 470	発行価格 470 資本組入額 235
新株予約権の行使の条件	(注)1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注)1. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、下記()及び()に掲げる条件が満たされた場合、それぞれ定められた割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

- () 平成26年6月期の営業利益が14.5億円を超過した場合及び平成27年6月期の営業利益が15.5億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の20%まで
- () 平成27年6月期の営業利益が15.5億円を超過した場合及び平成28年6月期の営業利益が20億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の100%

なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、下記 に準じて決定する。

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。平成28年7月1日付で 株式 1 株につき 2 株の株式分割を行ったため、平成28年7月1日以降、新株予約権の目的である株式は、新株予約権 1 個につき200株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金940円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

下記 に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から下記 に定める行使期間の末日までとする。

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成25年9月4日から平成30年9月3日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件
(注) 1 に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

平成25年9月26日取締役会決議（第3回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成28年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年8月31日)
新株予約権の数(個)	73	73
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,300(注)1	14,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年10月16日 至平成65年10月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,379.92 資本組入額 689.96	発行価格 698.96 資本組入額 344.98
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注)1. 新株予約権の目的である株式は、新株予約権1個につき100株とする。なお、平成28年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行ったため、平成28年7月1日以降、新株予約権の目的である株式は、新株予約権1個につき200株とする。

ただし、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、株式数の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがある場合はこの限りではない。

平成26年9月26日取締役会決議（第4回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成28年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年8月31日)
新株予約権の数(個)	49	49
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,900(注)1	9,800(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成26年10月16日 至平成66年10月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,358 資本組入額 679	発行価格 679 資本組入額 339.5
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注)1. 新株予約権の目的である株式は、新株予約権1個につき100株とする。なお、平成28年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行ったため、平成28年7月1日以降、新株予約権の目的である株式は、新株予約権1個につき200株とする。

ただし、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、株式数の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがある場合はこの限りではない。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年7月1日 (注)1	11,386,881	11,501,900	-	667,782	-	3,509,216
平成25年8月30日 (注)2	1,401,900	10,100,000	-	667,782	-	3,509,216
平成26年8月29日 (注)3	300,000	9,800,000	-	667,782	-	3,509,216
平成27年8月31日 (注)4	100,000	9,700,000	-	667,782	-	3,509,216

- (注)1.平成24年7月1日をもって1株を100株に株式分割し、発行済株式総数が11,386,881株増加しております。
 2.平成25年8月14日開催の取締役会決議により、平成25年8月30日付で自己株式1,401,900株を消却しております。
 3.平成26年8月14日開催の取締役会決議により、平成26年8月29日付で自己株式300,000株を消却しております。
 4.平成27年8月7日開催の取締役会決議により、平成27年8月31日付で自己株式100,000株を消却しております。

(6)【所有者別状況】

平成28年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 個人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	27	24	39	72	1	4,000	4,163	-
所有株式数(単元)	-	34,731	2,953	4,480	23,485	180	31,145	96,974	2,600
所有株式数の割合(%)	-	35.81	3.05	4.62	24.22	0.19	32.12	100.00	-

- (注)1.自己株式384,979株は、「個人その他」に3,849単元及び「単元未満株式の状況」に79株を含めて記載しております。
 2.「金融機関」の欄には、「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産(所有者名義「資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)」)が所有する970単元を含めて記載しております。なお、当該株式は財務諸表においては、自己株式として処理しております。

(7)【大株主の状況】

平成28年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,191,400	12.28
日本マスタートラスト信託銀行 NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京 支店カストディ業務部)	東京都港区浜松町2丁目11-3 50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5 NT,UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	528,900 498,600	5.45 5.14
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	464,300	4.79
ウェルネット株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目1-7	384,979	3.97
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀行 株式会社)	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA (東京都新宿区6丁目27-30)	311,000	3.21
東京中小企業投資育成株式会社	東京都渋谷区渋谷3丁目29-22	306,800	3.16
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西3丁目7	299,200	3.08
宮澤 一洋	東京都世田谷区	233,900	2.41
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京 支店カストディ業務部)	33 RUE DE GASPERICH, L-5826 HOWALD- HESPE RANGE, LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	203,500	2.10
計	-	4,422,579	45.59

(注) 1. 前事業年度末において主要株主であった株式会社日本政策投資銀行は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

2. 上記のほか、「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が、97,000株保有しております。なお、当該株式は財務諸表においては、自己株式として処理しております。

3. クーブランド・カーディフ・アセット・マネジメント・エルエルピーから、平成28年2月15日付で大量保有報告書が公衆の縦覧に供されており、平成28年2月9日現在で以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

クーブランド・カーディフ・アセット・マネジメント・エルエルピーの大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者 クーブランド・カーディフ・アセット・マネジメント・エルエルピー

住所 ロンドン セント・ジェームズズ・ストリート 31-32

保有株券等の数 株式 598,600株

株券等保有割合 6.17%

4. レオス・キャピタルワークス株式会社から、平成28年5月13日付で大量保有報告書が公衆の縦覧に供されており、平成28年5月9日現在で以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

レオス・キャピタルワークス株式会社の大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者 レオス・キャピタルワークス株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

保有株券等の数 株式 764,100株

株券等保有割合 7.88%

(8)【議決権の状況】
 【発行済株式】

平成28年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 384,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,312,500	93,125	-
単元未満株式	普通株式 2,600	-	-
発行済株式総数	9,700,000	-	-
総株主の議決権	-	93,125	-

- (注) 1. 「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産(所有者名義「資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)」97,000株(議決権の数970個)は、財務諸表においては自己株式として処理しておりますが、当該株式は、従業員の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い議決権行使されるため、「完全議決権株式(その他)」の欄に含めております。
2. 「単元未満株式」の欄の普通株式には当社所有の自己株式79株が含まれております。

【自己株式等】

平成28年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ウェルネット 株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目 1番7号 NBF日比谷ビル26階	384,900	-	384,900	3.97
計	-	384,900	-	384,900	3.97

- (注) 「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産(所有者名義「資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)」97,000株(議決権の数970個)は、財務諸表においては自己株式として処理しておりますが、当該株式は、従業員の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い議決権行使されるため、「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含めております。

(9)【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

なお、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することについては、平成23年9月23日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次の通りであります。

株式報酬型ストック・オプション第1回新株予約権

決議年月日	平成23年10月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名
新株予約権の目的である株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

株式報酬型ストック・オプション第2回新株予約権

決議年月日	平成25年5月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名
新株予約権の目的である株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

株式報酬型ストック・オプション第3回新株予約権

決議年月日	平成25年9月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名
新株予約権の目的である株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

業績目標連動型第1回新株予約権

決議年月日	平成25年8月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 57名
新株予約権の目的である株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

株式報酬型ストック・オプション第4回新株予約権

決議年月日	平成26年9月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名
新株予約権の目的である株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

株式報酬型ストック・オプション第5回新株予約権

決議年月日	平成28年9月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
株式の数(株)	7,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成28年10月12日 至 平成68年10月11日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

業績目標連動型第2回新株予約権

決議年月日	平成28年9月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役・監査役 5名、当社従業員 73名
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
株式の数(株)	取締役・監査役に対し310,000 従業員に対し1,426,100 合計1,736,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,322
新株予約権の行使期間	自 平成31年8月1日 至 平成35年10月6日
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、有価証券報告書に記載の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書とし、以下同様とする。)における経常利益が下記(a)または(b)に掲げるいずれかの条件を満たしている場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

- (a)平成31年6月期における当社の経常利益が30億円を超過した場合
- (b)平成33年6月期における当社の経常利益が50億円を超過した場合

なお、経常利益の判定においては、当社の決算短信に記載された同期の損益計算書を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を助案のうえ、下記に準じて決定する。

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金1,322円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新株発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

下記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から下記に定める行使期間の末日までとする。

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という)は、平成31年8月31日から平成35年10月6日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

(注)1に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

税制適格型第1回新株予約権

決議年月日	平成28年9月21日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員に対し70名
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
株式の数	100,000
新株予約権の行使時の払込金額	行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所東証一部における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。
新株予約権の行使期間	自 平成30年9月22日 至 平成38年9月20日
新株予約権の行使の条件	（注）1
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2

（注）1．新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、下記 に準じて決定する。

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における株式会社東京証券取引所東証一部における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新株発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

下記 に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から下記 に定める行使期間の末日までとする。

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という)は、平成30年9月22日から平成38年9月20日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

(注)1に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(10)【従業員株式所有制度の内容】

当社は、従業員への福利厚生と、業績向上による株価上昇に対する従業員の士気高揚、及びそれによる従業員と株主様の利益共有を目的として、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」）を導入しております。

導入の背景

当社では、従業員のインセンティブプランの一環として米国で普及している従業員向け報酬制度のESOP（Employee Stock Ownership Plan）について検討してまいりました。平成20年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等で現行法制度下における論点について概ね整理されたこともあり、現行退職金制度とは別に会社への貢献を従業員に還元する報酬制度として、退職時に株式を給付しその価値を処遇に反映するために本制度を導入することといたしました。

当該従業員株式所有制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が退職した場合に当該退職者に対し当社株式または当社株式の時価相当の金銭を給付する仕組みです。

当社は、従業員の業績への貢献度、勤続に対してポイントを付与し、従業員退職時に累積ポイントに相当する当社株式を給付します。当該株式は、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理します。また、信託銀行は制度加入者である当社従業員（信託管理人）の指図に基づき議決権を行使します。

本制度の導入により、従業員の勤続意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

従業員等に取得させる予定の株式の総数または総額

平成22年6月25日付で、98,591千円を拠出し、すでに資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（以下「信託E口」）が2,000株、92,456千円取得しておりますが、今後信託E口が当社株式を取得する予定は未定であります。

当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受け取ることができる者の範囲

本制度は、当社の従業員のうち、勤続期間が10年以上の者に適用します。なお、当該従業員には役員、嘱託、契約社員及びパート・アルバイトを含みません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成27年10月30日)での決議状況 (取得期間 平成27年11月2日~平成27年11月2日)	263,000	629,885,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	263,000	629,885,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	125	399,425
当期間における取得自己株式	-	-

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	100,000	225,906,479	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	384,979	-	384,979	-

(注) 1. 保有自己株式数においては「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式97,000株は含まれておりません。

2. 当期間における処理自己株式数には、平成28年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

3. 当期間における保有自己株式数には、平成28年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を充実させつつ、業績動向や経営環境等を総合的に勘案して、株主様への利益還元を実施していくことを基本方針としております。

当期の配当につきましては、平成25年8月に発表した「中期経営3か年計画」(2013年7月～2016年6月)において掲げております目標配当性向である50%に対して、当期純利益をもとに勘案した結果、1株当たりの期末配当金を80円とすることといたしました。

内部留保資金につきましては、既存事業の強化・拡大、新規事業の創出・育成に向けた研究開発・設備投資、更にはシナジー効果を期待できる事業者との提携・M&Aに充当し、長期的な企業価値向上を図ってまいります。

当社の剰余金の配当回数は、原則として期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成28年9月28日 定時株主総会決議	745,201	80

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月
最高(円)	83,600 800	1,180	2,150	3,025	4,500 2,081
最低(円)	59,700 755	646	830	1,635	2,286 1,924

(注) 1. 最高・最低株価は、平成23年7月1日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成26年2月28日より東京証券取引所(市場第二部)におけるものであり、平成26年12月19日より東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

2. 印は、株式分割(平成24年7月1日、1株 100株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

3. 印は、株式分割(平成28年7月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	3,350	3,600	4,100	4,500	4,375	4,370
最低(円)	2,470	2,602	3,080	3,635	3,650	3,370

5【役員の状況】

男性 8名 女性 0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役社長 (代表取締役)		宮澤 一洋	昭和35年2月24日生	昭和58年3月 東洋計器(株)入社 平成8年3月 (株)一高たかはし入社 平成8年9月 当社取締役営業部長就任 平成21年9月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注)3	467,800
取締役	営業部長	滝島 啓介	昭和47年9月22日生	平成8年4月 関東電子(株)(現丸紅インフォテック(株))入社 平成18年8月 当社入社 平成21年7月 当社執行役員電子認証営業部長就任 平成21年9月 当社取締役電子認証営業部長就任 平成23年6月 当社取締役営業部長就任(現任)	(注)3	11,800
取締役	管理部長	猪飼 俊哉	昭和35年7月1日生	昭和58年4月 (株)富士銀行(現(株)みずほ銀行)入行 平成23年6月 当社入社執行役員管理部長 平成23年9月 当社取締役管理部長就任(現任)	(注)3	48,200
取締役	札幌事業 所長	芳西 崇	昭和32年4月25日生	昭和58年4月 日本電信電話公社(現日本電信電話(株))入社 平成21年4月 NTTアドバンステクノロジー(株)勤務 平成28年6月 当社入社 札幌事業所 特命部長 平成28年7月 当社執行役員就任 平成28年9月 当社取締役札幌事業所長就任(現任)	(注)3	-
取締役		小澤 幹人	昭和52年8月20日生	平成19年9月 佐藤総合法律事務所入所 平成21年6月 当社監査役就任 平成21年9月 当社取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士(弁護士法人港国際法律事務所所属) 株式会社エイトレッド社外監査役	(注)3	5,800
常勤監査役		栗山 浩一	昭和28年1月30日生	昭和51年4月 日本開発銀行入行 平成24年6月 多摩都市モノレール(株)常勤監査役 平成25年9月 当社監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社国際デザインセンター社外監査役	(注)4	-
監査役		埴原 義夫	昭和24年8月28日生	昭和48年4月 日本勧業角丸証券(株)(現みずほ証券(株))入社 平成20年5月 同社営業店統括部理事 平成22年9月 当社監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) 正栄食品工業株式会社社外取締役	(注)5	1,000
監査役		佐藤 元宏	昭和22年2月21日生	昭和49年10月 監査法人千代田事務所入所 昭和53年7月 公認会計士 3次試験合格 平成20年9月 新日本監査法人 常務理事就任 平成23年6月 同法人退職 公認会計士佐藤元宏事務所開設 所長就任(現職) (重要な兼職の状況) 前田建設工業株式会社 社外監査役 株式会社不二家 社外監査役 公認会計士佐藤元宏事務所 所長 平成28年9月 当社監査役就任(現任)	(注)6	-
計						534,600

- (注) 1. 監査役全員は、社外監査役であります。
2. 取締役小澤幹人氏は、社外取締役であります。
3. 平成28年9月28日開催の定時株主総会の終結の時から2年間。
4. 平成25年9月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。

5. 平成26年9月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
6. 平成28年9月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
7. 当社では、取締役会による経営監督と執行機能の役割分担を明確にし、迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を導入いたしております。

なお、平成28年9月28日現在の執行役員は次のとおりであります。

執行役員	滝島 啓介	(営業部長)
執行役員	猪飼 俊哉	(管理部長)
執行役員	芳西 崇	(札幌事業所長)
執行役員	柿木 友彦	(札幌事業所技術統括所管)
執行役員	小山 貴夫	(札幌事業所フィンテックイノベーション所管)

8. 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
森 俊明	昭和41年4月28日生	昭和63年4月 サンワ・等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入社 平成21年11月 B E 1 総合会計事務所代表(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社B E 1 総合会計事務所代表取締役 株式会社ひまわりホールディングス社外監査役 大光ビルサービス株式会社監査役 株式会社文教堂グループホールディングス社外取締役	-

・リスク管理体制の整備の状況

当社を取り巻く様々なリスクを的確に把握し、それに迅速に対応することが重要であることから、リスク管理においては組織的な対応を心がけております。

定時や臨時の取締役会のほか、各部門会議等において、各業務執行部門で収集されたリスク情報及びその対応が問題提起され、その検討及び対応策に関する意思決定を行い、社内に周知徹底を図っております。

また、社外からのリスク情報については、顧問弁護士や会計監査人等から入手するとともに、公正・適切な助言・指導を受けております。

緊急時には、すみやかに取締役会を招集し、事実関係の確認を行ったうえで、その対応に当たっております。特に個人情報保護重視の観点から、個人情報漏洩時においては、プライバシーマークの認証基準に基づく「個人情報保護運用マニュアル」によって対応することとしております。

・責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査室は、社長の指名によって任命された内部監査室責任者1名で構成され、定期的に各部門の業務執行が法令、社内規程に違反することなく遂行されているかを監査しております。なお、監査役は、随時内部監査に同行し、内部監査室と連携して業務監査を実施し、その内容を把握しております。また、内部監査室は会計監査人とも必要に応じて意見交換を実施しております。

監査役監査の状況は、取締役会出席に加え、重要会議等への出席、取締役からの聴取、稟議書・重要書類等の監査等を通じて、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行状況について監査しております。また、会計監査人や内部監査室との情報交換を積極的に行っております。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役の小澤幹人氏は弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化のために選任しております。

社外監査役の栗山浩一氏は金融業界で培ってきた専門知識・経験等を有しており、社外の独立した立場からの視点を当社の監査体制に反映させていただくため選任しております。

社外監査役の埴原義夫氏は金融業界で培ってきた専門知識・経験等を有しており、社外の独立した立場からの視点を当社の監査体制に反映させていただくため選任しております。

社外監査役の佐藤元宏氏は公認会計士・税理士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外の独立した立場からの視点を当社の監査体制に反映させていただくため選任しております。

当社と社外取締役及び社外監査役との間に人的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

また、社外取締役及び社外監査役の当社株式の所有状況につきましては「第4 提出会社の状況 5 . 役員 の状況」に記載のとおりであります。

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席し、それぞれ独立した立場から積極的に質問・意見などの発言を行っており、取締役会の意思決定に対する客観的、中立的な監視機能が十分に整っております。

役員報酬等

・役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	74,760	48,860	8,500	17,400	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	16,350	16,350	-	-	-	4

・使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

総額(千円)	対象となる役員の員数(人)	内容
20,000	2	執行役員としての給与であります。

・役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員報酬については、株主総会の決議により定められた取締役・監査役それぞれの報酬限度額の範囲内において決定しております。

各取締役の報酬額は、職位、責任範囲の大きさ、業績等を勘案して決定しております。各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。

株式の保有状況

a. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外であるものの銘柄数及び貸借対照表計上の合計額

2銘柄 5,254千円

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び合計額

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
日本航空(株)	800	3,416	取引先の情報収集及び株主優待・配当等 収益メリット享受目的
ANAホールディングス(株)	9,000	2,988	取引先の情報収集及び株主優待・配当等 収益メリット享受目的

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
日本航空(株)	800	2,633	取引先の情報収集及び株主優待・配当等 収益メリット享受目的
ANAホールディングス(株)	9,000	2,620	取引先の情報収集及び株主優待・配当等 収益メリット享受目的

c. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

会計監査の状況

会計監査は、第三者である新日本有限責任監査法人から適正な監査を受けるとともに、重要な会計的課題については随時相談・検討を行っております。

なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等は次のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属監査法人
川井 克之	新日本有限責任監査法人
福本 千人	新日本有限責任監査法人

(注) 監査業務に係る補助者は、公認会計士 8 名及びその他15名であります。

取締役の定数並びに取締役の選任の決議要件

当社の取締役の定数につきましては、10名以内とする旨定款に定めております。また、取締役の選任の決議要件につきましては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件につきまして、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会を円滑に運営することを目的とするものであります。

自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議により市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経済情勢の変化に対応して、資本政策を機動的に実施することを目的とするものであります。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

監査役の実任減免

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨の規定を定款に定めております。これは監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
17,600	-	20,600	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、監査法人より監査計画に基づいた監査報酬の見積の提示を受け、過去の監査の実績や当社の業務規模、監査に要する業務量等を勘案し、監査役会の同意を得て社内稟議により決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成27年7月1日から平成28年6月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり異動しております。

前事業年度 有限責任監査法人トーマツ

当事業年度 新日本有限責任監査法人

臨時報告書に記載した事項は次の通りであります。

(1)異動に係る監査公認会計士等の氏名・名称

選任する監査公認会計士等の名称

新日本有限責任監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2)異動の年月日 平成27年9月28日

(3)退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日 平成26年9月26日

(4)退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項
該当事項はありません。

(5)異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、平成27年9月28日開催予定の第33回定時株主総会集結の時をもって任期満了となりますので、新たに新日本有限責任監査法人を公認会計士等に選任するものであります。

(6)上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見
該当事項はありません。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容や変更等を適時適切に把握し、的確に対応できるようにするため、必要に応じて監査法人との協議を実施し、その他セミナー等への参加を通して、積極的な情報収集活動に努めております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年6月30日)	当事業年度 (平成28年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,293,918	14,458,084
売掛金	464,908	526,603
営業未収入金	725,439	529,068
有価証券	2,999,733	2,999,229
商品	2,741	2,649
仕掛品	5,509	9,051
貯蔵品	1,816	1,653
前払費用	22,127	22,194
繰延税金資産	25,664	46,833
その他	449,045	820,994
流動資産合計	17,990,905	19,416,363
固定資産		
有形固定資産		
建物	248,866	247,356
減価償却累計額	114,158	121,508
建物(純額)	134,708	125,848
構築物	9,779	9,779
減価償却累計額	8,742	8,864
構築物(純額)	1,037	915
工具、器具及び備品	654,588	592,306
減価償却累計額	509,584	482,452
工具、器具及び備品(純額)	145,003	109,854
土地	136,266	136,266
リース資産	8,102	8,102
減価償却累計額	6,840	8,012
リース資産(純額)	1,262	89
建設仮勘定	19,701	38,746
有形固定資産合計	437,979	411,721
無形固定資産		
商標権	1,015	844
ソフトウェア	432,416	530,268
無形固定資産合計	433,431	531,113
投資その他の資産		
投資有価証券	509,095	507,521
長期前払費用	53,179	41,670
出資金	-	25,000
差入保証金	49,014	48,562
前払年金費用	16,409	16,994
繰延税金資産	100,438	99,702
その他	76,933	6,249
投資その他の資産合計	805,070	745,701
固定資産合計	1,676,481	1,688,536
資産合計	19,667,387	21,104,899

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年6月30日)	当事業年度 (平成28年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	434,101	555,037
営業未払金	1,356,850	1,043,952
リース債務	1,365	115
未払金	185,486	283,858
未払費用	10,928	18,024
未払法人税等	351,350	433,632
前受金	3,805	4,943
預り金	204,524	483,782
収納代行預り金	8,732,688	9,566,090
その他	3,899	8,850
流動負債合計	11,285,000	12,398,289
固定負債		
リース債務	115	-
株式給付引当金	25,314	31,240
資産除去債務	6,745	6,845
長期末払金	119,007	119,007
偶発損失引当金	-	64,002
その他	12,940	-
固定負債合計	164,123	221,094
負債合計	11,449,123	12,619,384
純資産の部		
株主資本		
資本金	667,782	667,782
資本剰余金		
資本準備金	3,509,216	3,509,216
資本剰余金合計	3,509,216	3,509,216
利益剰余金		
利益準備金	22,010	22,010
その他利益剰余金		
特別償却準備金	6,117	4,695
別途積立金	3,160,000	3,160,000
繰越利益剰余金	1,463,537	2,076,740
利益剰余金合計	4,651,664	5,263,446
自己株式	650,078	993,464
株主資本合計	8,178,584	8,446,981
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	202	593
評価・換算差額等合計	202	593
新株予約権	39,475	39,127
純資産合計	8,218,263	8,485,515
負債純資産合計	19,667,387	21,104,899

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
売上高	8,888,769	10,529,005
売上原価	6,200,113	7,483,623
売上総利益	2,688,656	3,045,382
販売費及び一般管理費	1, 2 1,050,721	1, 2 990,515
営業利益	1,637,934	2,054,867
営業外収益		
受取利息	1,685	1,795
有価証券利息	18,088	10,421
受取配当金	83	802
その他	3,633	4,154
営業外収益合計	23,491	17,174
営業外費用		
支払利息	108	29
訴訟関連費用	25,000	-
上場関連費用	6,000	-
過年度消費税等	109,100	64,002
その他	1,022	71
営業外費用合計	141,231	64,103
経常利益	1,520,194	2,007,938
税引前当期純利益	1,520,194	2,007,938
法人税、住民税及び事業税	595,819	694,173
過年度法人税等	36,280	17,033
法人税等調整額	22,534	20,078
法人税等合計	582,073	657,061
当期純利益	938,121	1,350,877

(売上原価明細書)

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)			当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)		
		金額(千円)	構成比 (%)		金額(千円)	構成比 (%)	
商品売上原価							
1. 期首商品たな卸高		3,043			2,741		
2. 当期商品仕入高		26,460			26,637		
合計		29,504			29,378		
3. 期末商品たな卸高		2,741	26,763	0.4	2,649	26,728	0.3
労務費			173,479	2.5		191,503	2.5
経費	2		5,969,062	95.1		7,244,846	94.5
外注費			132,288	1.9		202,394	2.6
総計			6,301,593	100.0		7,665,472	100.0
他勘定振替高	3		96,637			178,306	
期首仕掛品たな卸高			666			5,509	
期末仕掛品たな卸高			5,509			9,051	
売上原価			6,200,113			7,483,623	

(注) 1. 売上原価につきましては、個別原価計算を採用しております。

2. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度	当事業年度
収納代行手数料(千円)	5,397,466	6,675,216
請求書郵送料(千円)	211,707	212,523
減価償却費(千円)	159,076	168,906
その他(千円)	200,812	188,201
合計(千円)	5,969,062	7,244,846

3. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度	当事業年度
ソフトウェア(千円)	89,783	173,228
研究開発費(千円)	6,854	5,077
合計(千円)	96,637	178,306

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	667,782	3,509,216	3,509,216	22,010	7,158	3,160,000	1,416,722	4,605,891
当期変動額								
特別償却準備金の取崩					1,431		1,431	-
税率変更に伴う特別償却準備金の増加					390		390	-
剰余金の配当							457,208	457,208
当期純利益							938,121	938,121
自己株式の取得								
自己株式の処分							4,019	4,019
自己株式の消却							431,119	431,119
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	1,041	-	46,814	45,773
当期末残高	667,782	3,509,216	3,509,216	22,010	6,117	3,160,000	1,463,537	4,651,664

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	626,753	8,156,136	-	-	38,506	8,194,642
当期変動額						
特別償却準備金の取崩		-				-
税率変更に伴う特別償却準備金の増加		-				-
剰余金の配当		457,208				457,208
当期純利益		938,121				938,121
自己株式の取得	464,938	464,938				464,938
自己株式の処分	10,493	6,473				6,473
自己株式の消却	431,119	-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			202	202	969	1,172
当期変動額合計	23,324	22,448	202	202	969	23,620
当期末残高	650,078	8,178,584	202	202	39,475	8,218,263

当事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	667,782	3,509,216	3,509,216	22,010	6,117	3,160,000	1,463,537	4,651,664
当期変動額								
特別償却準備金の取崩					1,529		1,529	-
税率変更に伴う特別償却準備金の増加					107		107	-
剰余金の配当							477,617	477,617
当期純利益							1,350,877	1,350,877
自己株式の取得								
自己株式の処分							35,571	35,571
自己株式の消却							225,906	225,906
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	1,421	-	613,203	611,782
当期末残高	667,782	3,509,216	3,509,216	22,010	4,695	3,160,000	2,076,740	5,263,446

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	650,078	8,178,584	202	202	39,475	8,218,263
当期変動額						
特別償却準備金の取崩		-				-
税率変更に伴う特別償却準備金の増加		-				-
剰余金の配当		477,617				477,617
当期純利益		1,350,877				1,350,877
自己株式の取得	630,284	630,284				630,284
自己株式の処分	60,992	25,420				25,420
自己株式の消却	225,906	-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			795	795	348	1,144
当期変動額合計	343,385	268,396	795	795	348	267,252
当期末残高	993,464	8,446,981	593	593	39,127	8,485,515

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,520,194	2,007,938
減価償却費	219,325	207,291
受取利息及び受取配当金	19,857	13,020
支払利息	108	29
営業未収入金の増減額(は増加)	120,144	196,371
売上債権の増減額(は増加)	21,171	61,695
たな卸資産の増減額(は増加)	4,056	3,288
営業未払金の増減額(は減少)	258,213	312,897
仕入債務の増減額(は減少)	99,477	134,300
収納代行預り金の増減額(は減少)	1,704,190	817,845
その他	178,389	181,801
小計	226,628	3,154,676
利息及び配当金の受取額	31,564	17,852
利息の支払額	118	29
法人税等の支払額	517,401	618,014
営業活動によるキャッシュ・フロー	712,583	2,554,484
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	4,298,587	4,897,008
有価証券の償還による収入	3,400,000	4,300,000
有形固定資産の取得による支出	52,156	29,239
無形固定資産の取得による支出	105,535	230,512
定期預金の預入による支出	1,100,000	1,100,000
定期預金の払戻による収入	1,100,000	2,200,000
投資有価証券の取得による支出	6,106	-
投資有価証券の償還による収入	300,000	-
出資金の払込による支出	-	25,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	762,386	218,239
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	464,938	630,284
長期借入金の返済による支出	10,000	-
リース債務の返済による支出	1,319	1,365
配当金の支払額	457,550	476,686
財務活動によるキャッシュ・フロー	933,808	1,108,336
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,408,777	1,664,387
現金及び現金同等物の期首残高	15,702,429	13,293,652
現金及び現金同等物の期末残高	13,293,652	14,958,039

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(利息法)

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物、並びに、工具、器具及び備品のうちソフトウェアと一体となってサービスを提供するサーバー設備については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年~39年

工具、器具及び備品 3年~15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末までの貸倒実績が僅少であるため、一般債権に係る貸倒実績率を零としております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(簡便法による期末自己都合要支給額)及び年金資産に基づき計上しております。なお、年金資産が退職給付債務を超過した場合には、その超過額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

(4) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 偶発損失引当金

審判中の偶発債務(租税債務)に備えるため、平成26年6月期から当事業年度までの更正処分を受けた場合の納付見込額(加算税等を含む)を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税は、発生事業年度の期間費用としております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定により均等償却を行っております。

(会計方針の変更)

(平成28年税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「前払年金費用」は、表示の明瞭性を高めるため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた93,342千円は、「前払年金費用」16,409千円、「その他」76,933千円として組み替えております。

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記していた売上高の「マルチペイメントサービス売上高」、「オンラインビジネスサービス売上高」及び「電子認証サービス売上高」、売上原価の「マルチペイメントサービス売上原価」、「オンラインビジネスサービス売上原価」及び「電子認証サービス売上原価」は、区分する重要性が乏しくなったため、当事業年度より「売上高」、「売上原価」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、独立掲記していた売上高の「マルチペイメントサービス売上高」8,442,932千円、「オンラインビジネスサービス売上高」400,523千円及び「電子認証サービス売上高」45,312千円、売上原価の「マルチペイメントサービス売上原価」6,093,904千円、「オンラインビジネスサービス売上原価」73,949千円及び「電子認証サービス売上原価」32,258千円は、それぞれ「売上高」、「売上原価」として組み替えております。また、これに伴い、当事業年度より、サービス毎の売上原価明細書の記載を省略しております。

(追加情報)

(株式給付信託)

当社は、従業員への福利厚生と、業績向上による株価上昇に対する従業員の士気高揚、及びそれによる従業員と株主様の利益共有を目的として、株式給付信託(J-ESOP)(以下、「本制度」という。)を平成22年7月に導入いたしました。

(1)取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が退職した場合に当該退職者に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員の業績への貢献度、勤続に対してポイントを付与し、従業員退職時に累積ポイントに相当する当社株式を給付します。当該株式は、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理します。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

(2)「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3)信託が保有する自社の株式に関する事項

信託における帳簿価額は前事業年度末90,647千円、当事業年度末89,814千円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

期末株式数は前事業年度末97,900株、当事業年度末97,000株であり、期中平均株式数は、前事業年度98,271株、当事業年度97,336株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式を含めておりません。

(過年度消費税等及び偶発損失引当金)

当社は、従来より消費税法上の非課税取引に該当するものとして処理していたオンラインビジネスサービスに係る一部取引について、東京国税局による税務調査を受けた結果、課税取引に該当するとの結論となったことにより、平成27年4月27日付で、東京国税局より平成24年6月期から平成25年6月期までの2年間で対象とした更正通知を受領しました。当該調査対象期間に係る消費税追徴税額等及び法人税等還付金額については平成27年6月期に更正決定に従った処理をいたしました。当社は、この更正処分を不服として、東京国税不服審判所に対して審査請求を行っております。従って、平成26年6月期以降、上記の取引については従来通り非課税取引として会計処理を行っております。当事業年度末において審判手続の状況及び近年の国税不服審判結果の動向等を検討した結果、判決は過年度に受けた更正決定と同様になる可能性が相当程度高くなってきていると想定せざるを得ないと考えられます。その場合、当社は訴訟を提起することを視野に入れておりますが、係争期間が長期にわたった場合、再度、税務調査により更正処分を受ける可能性があり、対象金額も多額になることが想定されます。かかる損失に備えるため、加算税等を含めた消費税の概算追徴税額64,002千円を営業外費用に過年度消費税等として計上し、同額を固定負債の偶発損失引当金として計上しております

(貸借対照表関係)

収納代行預り金

収納代行預り金は回収代行業務に係る預り金であり、それに見合う金額が預金に含まれています。

(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度10%、当事業年度6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度90%、当事業年度94%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
広告宣伝費	83,131千円	16,430千円
役員報酬	93,829	93,860
給料手当及び賞与	224,925	267,905
賃借料	45,931	45,933
減価償却費	60,246	37,965

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

前事業年度 (自 平成26年 7月 1日 至 平成27年 6月30日)	当事業年度 (自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月30日)
14,024千円	32,316千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1)	10,100,000	-	300,000	9,800,000
合計	10,100,000	-	300,000	9,800,000
自己株式				
普通株式(注2、3)	471,454	181,900	307,800	345,554
合計	471,454	181,900	307,800	345,554

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の減少300,000株は、平成26年8月29日付で実施した自己株式の消却によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加181,900株は、平成27年2月6日開催の取締役会における自己株式の取得決議に基づき、平成27年2月9日から平成27年6月10日までの期間において実施した自己株式の取得によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少307,800株は、平成26年8月29日付で実施した自己株式の消却による減少300,000株、ストック・オプションの行使による減少6,400株、株式給付信託(J-ESOP)の給付による減少1,400株であります。
4. 「株式給付信託(J-ESOP)」の導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は平成22年6月25日付で当社株式1,000株を取得しております。なお、平成27年6月30日現在において信託E口が所有する当社株式97,900株を自己株式数に含めて記載しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	株式報酬型ストック・オプション第1回新株予約権	-	-	-	-	-	9,012
	株式報酬型ストック・オプション第2回新株予約権	-	-	-	-	-	10,050
	業績目標連動型ストック・オプション第1回新株予約権	-	-	-	-	-	3,685
	株式報酬型ストック・オプション第3回新株予約権	-	-	-	-	-	10,073
	株式報酬型ストック・オプション第4回新株予約権	-	-	-	-	-	6,654
合計		-	-	-	-	-	39,475

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年9月28日 定時株主総会	普通株式	457,208	47	平成26年6月30日	平成26年9月29日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金を含んでおります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年9月28日 定時株主総会	普通株式	477,617	利益剰余金	50	平成27年6月30日	平成27年9月29日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金を含んでおります。

当事業年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注1)	9,800,000	-	100,000	9,700,000
合計	9,800,000	-	100,000	9,700,000
自己株式				
普通株式(注2、3)	345,554	263,125	126,700	481,979
合計	345,554	263,125	126,700	481,979

(注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の減少100,000株は、平成27年8月31日付で実施した自己株式の消却によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加263,000株は、平成27年10月30日開催の取締役会における自己株式の取得決議に基づき、実施した自己株式の取得によるものであります。125株は、単元未満株式の取得によるものであります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少126,700株は、平成27年8月31日付で実施した自己株式の消却による減少100,000株、ストック・オプションの行使による減少25,800株、株式給付信託(J-ESOP)の給付による減少900株であります。

4. 「株式給付信託(J-ESOP)」の導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は平成22年6月25日付で当社株式1,000株を取得しております。なお、平成28年6月30日現在において信託E口が所有する当社株式(当事業年度期首97,900株、当事業年度期末97,000株)を自己株式数に含めて記載しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	株式報酬型ストック・オプション第1回新株予約権	-	-	-	-	-	9,012
	株式報酬型ストック・オプション第2回新株予約権	-	-	-	-	-	10,050
	業績目標連動型ストック・オプション第1回新株予約権	-	-	-	-	-	3,337
	株式報酬型ストック・オプション第3回新株予約権	-	-	-	-	-	10,073
	株式報酬型ストック・オプション第4回新株予約権	-	-	-	-	-	6,654
合計		-	-	-	-	-	39,127

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年9月28日 定時株主総会	普通株式	477,617	50	平成27年6月30日	平成27年9月29日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金を含んでおります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年9月28日 定時株主総会	普通株式	745,201	利益剰余金	80	平成28年6月30日	平成28年9月29日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金を含んでおります。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
現金及び預金勘定	13,293,918千円	14,458,084千円
有価証券(MMF等)	1,099,735	499,955
預入期間が3か月を超える定期預金	1,100,000	-
現金及び現金同等物	13,293,652	14,958,039

現金及び現金同等物には、収納代行預り金に見合う金額9,566,090千円が含まれています。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

通信設備(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては主に安全性の高い預金やコマーシャルペーパー等で運用し、一部の余剰資金については効率的な運用を図ることを目的として、長期的な債券への投資を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されており、与信管理規程及び売上債権管理規程に従い、営業部門及び管理部門が顧客の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

有価証券の一部は其他有価証券であり、また投資有価証券は、余剰資金の運用を目的とした満期保有目的の債券であり、市場価格等の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、資金運用管理規程に従い、定期的に時価を把握し、取締役会に報告しております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日・残高管理及び手元流動性の維持などにより管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(平成27年6月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	13,293,918	13,293,918	-
(2) 売掛金	464,908	464,908	-
(3) 営業未収入金	725,439	725,439	-
(4) 有価証券	2,999,733	2,999,733	-
(5) 投資有価証券	509,095	515,074	5,979
資産計	17,993,095	17,999,075	5,979
(1) 買掛金	434,101	434,101	-
(2) 営業未払金	1,356,850	1,356,850	-
(3) 未払法人税等	351,350	351,350	-
(4) 収納代行預り金	8,732,688	8,732,688	-
負債計	10,874,990	10,874,990	-

当事業年度（平成28年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	14,458,084	14,458,084	-
(2) 売掛金	526,603	526,603	-
(3) 営業未収入金	529,068	529,068	-
(4) 有価証券	2,999,229	2,999,229	-
(5) 投資有価証券	507,521	528,604	21,082
資産計	19,020,507	19,041,589	21,082
(1) 買掛金	555,037	555,037	-
(2) 営業未払金	1,043,952	1,043,952	-
(3) 未払法人税等	433,632	433,632	-
(4) 収納代行預り金	9,566,090	9,566,090	-
負債計	11,598,713	11,598,713	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券、(5) 投資有価証券

時価は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 買掛金、(2) 営業未払金、(3) 未払法人税等、(4) 収納代行預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成27年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	13,293,918	-	-	-
売掛金	464,908	-	-	-
営業未収入金	725,439	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	2,100,000	-	300,000	200,000
其他有価証券のうち満期があるもの	900,000	-	-	-
合計	17,484,265	-	300,000	200,000

当事業年度（平成28年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	14,458,084	-	-	-
売掛金	526,603	-	-	-
営業未収入金	529,068	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	2,500,000	-	300,000	200,000
その他有価証券のうち満期があるもの	500,000	-	-	-
合計	18,513,755	-	300,000	200,000

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（平成27年6月30日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	コマーシャルペーパー、転換社債	-	-	-
	その他	200,000	207,860	7,860
合計		200,000	207,860	7,860
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	コマーシャルペーパー、転換社債	2,099,733	2,099,733	-
	その他	302,690	300,810	1,880
小計		2,402,423	2,400,543	1,880
合計		2,602,423	2,608,403	5,980

当事業年度（平成28年6月30日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	コマーシャルペーパー、転換社債	-	-	-
	その他	200,000	222,960	22,960
合計		200,000	222,960	22,960
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	コマーシャルペーパー、転換社債	2,499,229	2,499,229	-
	その他	302,267	300,390	1,877
小計		2,801,496	2,799,619	1,877
合計		3,001,496	3,022,579	21,083

2. その他有価証券

前事業年度（平成27年6月30日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	3,416	3,107	309
	譲渡性預金	-	-	-
	その他	-	-	-
小計		3,416	3,107	309
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	2,988	2,999	11
	譲渡性預金	-	-	-
	その他	900,000	900,000	-
小計		902,988	902,999	11
合計		906,404	906,106	298

当事業年度（平成28年6月30日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	5,254	6,106	852
	譲渡性預金	-	-	-
	その他	500,000	500,000	-
合計		505,254	506,106	852

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しております。

退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
退職給付引当金(は前払年金費用)の期首残高	6,685千円	16,409千円
退職給付費用	5,247	10,140
退職給付の支払額	7,311	3,455
制度への拠出額	7,660	7,270
退職給付引当金(は前払年金費用)の期末残高	16,409	16,994

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (平成27年6月30日)	当事業年度 (平成28年6月30日)
積立型制度の退職給付債務	43,721千円	46,088千円
年金資産	60,131	63,082
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	16,409	16,994
退職給付引当金(は前払年金費用)	16,409	16,994
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	16,409	16,994

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 5,247千円 当事業年度10,140千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	株式報酬型ストック・オプション 第1回新株予約権	株式報酬型ストック・オプション 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名	当社取締役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1、2	普通株式 20,800株	普通株式 15,500株
付与日	平成23年11月2日	平成25年6月5日
権利確定条件	定めはありません	定めはありません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	平成23年11月4日～平成63年11月2日 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができる。	平成25年6月6日～平成65年6月5日 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができる。

	業績目標連動型ストック・オプション 第1回新株予約権	株式報酬型ストック・オプション 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 57名	当社取締役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1、2	普通株式 340,000株	普通株式 8,500株
付与日	平成25年9月3日	平成25年10月15日
権利確定条件	定めはありません	定めはありません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	平成25年9月4日～平成30年9月3日 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	平成26年10月16日～平成65年10月15日 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができる。

	株式報酬型ストック・オプション 第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1、2	普通株式 4,900株
付与日	平成26年10月15日
権利確定条件	定めはありません
対象勤務期間	定めはありません
権利行使期間	平成26年10月16日～平成66年10月15日 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができる。

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成24年7月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。株式数は、分割後の数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成28年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	株式報酬型ストック・オプション 第1回新株予約権	株式報酬型ストック・オプション 第2回新株予約権
権利確定前 (株)	-	-
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	14,400	13,400
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	14,400	13,400

	業績目標連動型ストック・オプション 第1回新株予約権	株式報酬型ストック・オプション 第3回新株予約権
権利確定前 (株)	-	-
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)	-	-
前事業年度末	283,500	7,300
権利確定	283,500	-
権利行使	25,800	-
失効	1,000	-
未行使残	256,700	7,300

	株式報酬型ストック・オプション 第4回新株予約権
権利確定前 (株)	-
前事業年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	-
前事業年度末	4,900
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	4,900

(注) 平成24年7月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。株式数は、分割後の数に換算して記載しております。

単価情報

	株式報酬型ストック・オプション 第1回新株予約権	株式報酬型ストック・オプション 第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	62,585	750

	業績目標連動型ストック・オプション 第1回新株予約権	株式報酬型ストック・オプション 第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	940	1
行使時平均株価 (円)	2,720	-
付与日における公正な評価単価 (円)	13	1,379.92

	株式報酬型ストック・オプション 第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	135,800

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

付与時に権利確定をしているため、権利確定数は付与数と同数になっています。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年6月30日)	当事業年度 (平成28年6月30日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税	24,105千円	27,674千円
その他	1,558	19,159
繰延税金資産(流動)合計	25,664	46,833
繰延税金資産(流動)の純額	25,664	46,833
繰延税金資産(固定)		
減価償却費	4,820千円	5,678千円
ソフトウェア	39,465	16,299
ソフトウェア減損	953	-
役員退職慰労引当金	38,094	36,190
過年度消費税等	-	20,763
その他	26,132	28,636
繰延税金資産(固定)合計	109,465	107,567
繰延税金負債(固定)		
特別償却準備金	2,880	2,052
その他	6,147	5,812
繰延税金負債(固定)合計	9,027	7,864
繰延税金資産(固定)の純額	100,438	99,702

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった項目別の内訳

前事業年度 (平成27年6月30日)	当事業年度 (平成28年6月30日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
法定実効税率	35.33 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.02
寄付金の損金不算入額	0.77
住民税均等割	0.21
税率変更による期末繰延税金資産の減額	0.82
過年度消費税等支払	2.54
過年度法人税等還付	1.65
その他	0.26
税効果会計適用後の法人税等負担率	38.29

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.01%から平成28年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.64%に、平成29年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込ま

れる一時差異については30.41%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は6,233千円減少し、法人税等調整額が6,233千円増加しています。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（賃貸等不動産関係）

前事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）
重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

当社は、決済・認証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

当社は、決済・認証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、決済・認証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	合計
5,801,005	3,087,764	8,888,769

(2) 有形固定資産

本邦以外に存在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
AMAZON.COM INT'L SALES, INC.	3,087,764	決済・認証事業
GMOペイメントゲートウェイ(株)	1,309,505	決済・認証事業

当事業年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、決済・認証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	合計
7,495,888	3,033,117	10,529,005

(2) 有形固定資産

本邦以外に存在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
AMAZON.COM INT'L SALES, INC. (注)	3,525,399	決済・認証事業
GMOペイメントゲートウェイ(株)	1,742,731	決済・認証事業

(注) アマゾンジャパン合同会社に対する売上高492,282千円を含む。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

記載すべき重要なものはありません。

当事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高
主要株主	（株）日本政策投資銀行	東京都千代田区	1,000,424	長期資金の供給及び出融資	-	-	自己株式の取得	629,885	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。

- （注）1．自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（TostNet-3）により取得しており、取引価格は平成27年10月30日の終値によるものです。
- 2．上記取引により、（株）日本政策投資銀行は、関連当事者ではなくなりました。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
1株当たり純資産額	428.10円	453.37円
1株当たり当期純利益金額	48.37円	71.91円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	48.00円	70.22円

- (注) 1. 当社は、平成28年5月19日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成28年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 「1株当たり純資産額」を算定するための普通株式の自己株式数、「1株当たり当期純利益金額」を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式数を自己株式数に含めておりません。
3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	938,121	1,350,877
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	938,121	1,350,877
期中平均株式数(株)	19,394,898	18,786,561
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	150,492	452,324
(うち新株予約権(株))	(150,492)	(452,324)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

(株式分割)

当社は、平成28年5月19日開催の取締役会の決議に基づき、平成28年7月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

株式分割の目的

株式分割を実施し、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

株式分割の内容

分割の方法

平成28年6月30日(木)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたします。

効力発生日

平成28年7月1日

分割により増加する株式数

普通株式 9,700,000株

なお、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、「1株当たり情報に関する注記」に記載の通りであります。

(国税不服審判所による裁決)

当社は、「重要な会計方針 追加情報」に記載のとおり、東京国税局より、平成27年4月27日付で平成24年6月期、及び、平成25年6月期の更正通知を受領し、加算税、延滞税を含めた消費税追徴税額109,100千円を平成27年6月期に営業外費用に計上しております。当社は当該更正処分を不服として、東京国税不服審判所に審査請求を行っており、平成28年9月8日付で、国税不服審判所より裁決書を受領いたしました。当該裁決により、各課税期間の消費税及び地方消費税の各更正処分並びに過少申告加算税の各賦課決定処分の一部である83,311千円が取り消され、当社は当該裁決を受け容れることとしました。

当社は、当事業年度においては上記不服審判所裁決前の国税当局の見解に対応するために偶発損失引当金を計上しております。当該裁決を受け容れることにより、平成24年6月期、平成25年6月期に係る還付消費税等83,311千円、及び、当事業年度に計上した平成26年6月期から平成28年6月期を課税対象期間とした偶発損失引当金64,002千円の一部である約48,000千円の取崩額を関連費用を控除後、翌事業年度の営業外収益に計上する予定です。

(ストックオプション)

当社は、平成28年9月21日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、株式報酬型ストック・オプション、業績目標連動型新株予約権及び税制適格型新株予約権の発行を決議しました。

なお、詳細につきましては「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (9)ストックオプション制度の内容」に記載しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	248,866	-	1,510	247,356	121,508	8,432	125,848
構築物	9,779	-	-	9,779	8,864	122	915
工具、器具及び備品	654,588	27,840	90,122	592,306	482,452	62,871	109,854
土地	136,266	-	-	136,266	-	-	136,266
リース資産	8,102	-	-	8,102	8,012	1,172	89
建設仮勘定	19,701	39,719	20,674	38,746	-	-	38,746
有形固定資産計	1,077,305	67,559	112,306	1,032,559	620,837	72,598	411,721
無形固定資産							
商標権	2,010	-	-	2,010	1,165	170	844
ソフトウェア	1,122,059	231,829	26,192	1,327,696	797,427	130,962	530,268
無形固定資産計	1,124,070	231,829	26,192	1,329,707	798,593	131,132	531,113
長期前払費用	174,609	10,008	711	183,906	142,236	20,806	41,670

(注) 1. 工具、器具及び備品の減少額の主なものは情報処理サービス提供目的のサーバーであります。

2. ソフトウェアの増加額の主なものは情報処理サービス提供目的のソフトウェアであります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	1,365	115	3.44	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	115	-	3.44	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	1,481	115	-	-

(注)リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	-	-	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
株式給付引当金	25,314	7,221	1,073	222	31,240
偶発損失引当金	-	64,002	-	-	64,002

(注)株式給付引当金の「当期減少額(その他)」は、退職に伴う受給権失効に係る取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	227
預金の種類	
普通預金	11,073,630
郵便貯金	270,641
別段預金	3,584
定期預金	3,110,000
小計	14,457,856
合計	14,458,084

売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
アマゾンジャパン合同会社	109,060
(株)カウネット	81,566
(株)GMOペイメントゲートウェイ	59,523
ヤフー(株)	34,503
全日本空輸(株)	26,430
その他	215,521
合計	526,603

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
464,908	11,128,677	11,066,982	526,603	95.5	16

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

営業未収入金

相手先	金額(千円)
(株)サークルKサンクス	529,068
合計	529,068

(注) (株)サークルKサンクスとの契約は、平成28年9月1日付で(株)ファミリーマートに継承されております。

有価証券

品名	金額(千円)
コマーシャルペーパー	2,499,229
指定金銭信託	500,000
合計	2,999,229

商品

品名	金額(千円)
封筒	1,136
請求書用紙	434
払込票	1,078
合計	2,649

仕掛品

品名	金額(千円)
ソフトウェア	9,051
合計	9,051

貯蔵品

品名	金額(千円)
トナー・リボン	207
システム備品	846
電子マネー	61
その他	538
合計	1,653

買掛金

相手先	金額(千円)
(株)ローソン	209,169
(株)ファミマ・ドット・コム	165,048
(株)サークルKサンクス	72,686
(株)セブン-イレブン・ジャパン	40,079
三井住友カード(株)	7,840
その他	60,215
合計	555,037

(注) (株)サークルKサンクスとの契約は、平成28年9月1日付で(株)ファミリーマートに継承されております。

営業未払金

相手先	金額(千円)
(株)ティーガイア	509,876
(株)ウェブマネー	198,169
グレートインフォメーション(株)	335,906
合計	1,043,952

収納代行預り金

区分	金額(千円)
E - ビリング収納代行	8,127,683
ビリング収納代行	1,438,407
合計	9,566,090

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	2,446,028	5,041,516	7,824,492	10,529,005
税引前四半期(当期)純利益金額(千円)	539,235	1,110,526	1,712,341	2,007,938
四半期(当期)純利益金額(千円)	360,923	743,718	1,152,637	1,350,877
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	37.78	78.52	122.37	71.91

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	37.78	40.76	43.91	21.28

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	9月中
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告を することができないときは、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL http://www.well-net.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第33期）（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）平成27年9月29日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成27年9月29日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第34期第1四半期）（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月11日関東財務局長に提出
（第34期第2四半期）（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月15日関東財務局長に提出
（第34期第3四半期）（自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日）平成28年5月13日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
平成27年10月1日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書であります。
- (5) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自平成27年11月1日 至平成27年11月30日）平成27年12月1日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年9月28日

ウェルネット株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川井克之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福本千人 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているウェルネット株式会社の平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウェルネット株式会社の平成28年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成27年6月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成27年9月28日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ウェルネット株式会社の平成28年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ウェルネット株式会社が平成28年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。